

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和 3 年 6 月

福島工業高等専門学校

- ・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・（複数チェック■可）と記載のある項目は、該当する箇所に、それぞれチェックを入れること。
- ・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。
 - ◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、当該ページを印刷した資料（該当資料名、資料番号を記入）及びそのURLを欄中に貼付すること。
なお、観点4-1-④はURLのみ、観点4-3-①は別紙様式のみとすることも可とする。
 - ◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。
（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）
記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。
また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。
- ・根拠資料のみでは、内容が伝わりにくい場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄もしくは根拠資料内に簡単な補足説明を加えること。
- ・関係法令の略は次のとおり。
(法)学校教育法、(施)学校教育法施行規則、(設)高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	福島工業高等専門学校
2. 所在地	福島県いわき市平上荒川字長尾30
3. 学科等の構成	準学士課程：機械システム工学科，電気電子システム工学科，化学・バイオ工学科，都市システム工学科，ビジネスコミュニケーション学科 専攻科課程：産業技術システム工学専攻，ビジネスコミュニケーション学専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：産業技術システム工学専攻，ビジネスコミュニケーション学専攻） J A B E E 認定プログラム（専攻名：なし） その他（なし）
5. 学生数及び教員数 (評価実施年度の5月1日現在)	学生数：1,075人 教員数：専任教員74人 助手数：0人

(2)特徴

福島工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、昭和36年6月の高専制度創設に伴い、高専の第一期校として昭和37年4月に当初「平工業高等専門学校」の校名で設立された。その後、昭和41年に当時の平市を含む近隣市町村の合併による新たな「いわき市」の誕生に伴い、昭和42年6月にその校名が「福島工業高等専門学校」に改称され、現在に至っている。本校は、これまで約59年間にわたり、福島県内における唯一の国立の工学系高等教育機関として実践的な技術者の育成に貢献し、令和3年4月現在で8,715名の卒業生（準学士課程）及び426名の修了生（専攻科課程）を社会に送り出してきた。

本校は、昭和37年の設立当初は機械工学科、電気工学科及び工業化学科の3学科であったが、昭和41年4月に土木技術者の早期育成を目的として土木工学科が新設され、さらに平成6年4月に情報技術を活用したコミュニケーション科学と技術に関する教育と研究を目的としてコミュニケーション情報学科が設立され、5学科体制となった。また、平成7年から平成8年にかけては、科学技術の進展と時代の要請に合わせ、土木工学科が建設環境工学科に、また工業化学科が物質工学科へとそれぞれ改組された。

本校はその後平成15年度まで5学科体制であったが、平成16年4月に「機械・電気システム工学専攻」、「物質・環境システム工学専攻」、「ビジネスコミュニケーション学専攻」の3専攻からなる専攻科が設置され、工学系4学科とビジネス系1学科からなる準学士課程と上記3専攻からなる専攻科課程を併せ持つ5学科3専攻体制の高等教育機関となった。さらに、平成27年4月には工学系の2専攻を1専攻の「産業技術システム工学専攻」に合併し、さらに専攻科課程をコース制「生産・情報システム工学コース」、「エネルギーシステム工学コース」、「化学・バイオ工学コース」、「社会環境システム工学コース」及び「ビジネスコミュニケーション学コース」とし、2専攻5コース制に改組した。その後、平成28年4月に「コミュニケーション情報学科」から「ビジネスコミュニケーション学科」への改組、平成29年4月に工学系4学科がそれぞれ「機械システム工学科」、「電気電子システム工学科」、「化学・バイオ工学科」、「都市システム工学科」への改組を行い、現在は5学科2専攻5コース体制となっている。平成22年2月からは特例認定専攻科となっている。

本校はこれまで「広く豊かな教養と人間力の育成」、「科学技術の基礎的素養と創造性及び実践力の育成」、「固有の才能の展開と国際的な視野及びコミュニケーション能力の育成」を教育理念とし、工学系4学科では「十分な基礎学力の上に専門知識を習得し、知識創造の時代に対応できる技術者の育成」、またビジネスコミュニケーション学科では「長期的な視野を持ち、持続可能な社会の実現に貢献するビジネス・スペシャリストの育成」に当たっている。また、本校の特徴である工学系及びビジネス系の学科・専攻を併せ持つ利点を生かし、工学系科目-ビジネス系科目の協働（シナジー）効果により「ビジネスがわかる技術者、工学がわかるビジネスマン」の育成も目標の一つとして、教育研究を行なっている。

平成23年3月、福島県は東日本大震災で地震・大津波・原発事故による放射能汚染等の甚大なる被害を受けた。それ以降、政府の掲げた中長期的ロードマップに沿って福島県の復興に寄与するべく種々の教育プログラムを実施している。平成28年度からは廃炉作業を進めてゆく上で必要となる人材の育成を目的とした「廃炉人材育成事業」、平成29年度からは放射能汚染からの地域の環境回復を目的とした「原子力規制人材育成事業」や放射能に汚染された除去土壌の減容化の技術開発を目的とした「除去土壌等の減容等技術実証事業」、さらに平成30年度からは放射性廃棄物の処理処分などのバックエンド事業に関する人材育成を目的とした「国際原子力人材育成事業」など、複数の教育プログラムのもとで教育および研究を進めている。さらに、本校では地球的視野から人や社会や環境に配慮し、持続可能な社会の発展に貢献できる能力の育成を学習・教育目標の一つに掲げていることから、持続可能な社会の発展に向けた取り組みとしてSDGsの実現に向けて取り組んでいる。

II 目的

1.目的

本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。また、前述の目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。（福島工業高等専門学校学則第1条）

専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において学際的領域や広い視野に目を向けた高度な専門的学術を教授研究し、もって豊かな教養と人格を備え、広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。（福島工業高等専門学校学則第29条）

2.教育理念（学生便覧）

- 1）広く豊かな教養と人間力の育成
- 2）科学技術の基礎的素養と創造性及び実践性の育成
- 3）固有の才能の展開と国際的な視野及びコミュニケーション能力の育成

3.学習・教育目標

- 1）地球的視野から人や社会や環境に配慮し、持続可能な社会の発展に貢献できる能力を養うために、倫理・教養を身につける。
- 2）工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる能力を身につける。
- 3）工学系科目－ビジネス系科目の協働（シナジー）効果により、複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力を身につける。
- 4）イノベーションに即応するために、情報収集や自己学習を通して常に自己を啓発し、問題解決のみならず課題探求する能力を身につける。
- 5）モノづくりやシステムデザイン能力を養うことにより、創造的実践能力を身につける。
- 6）情報技術を活用して、グローバルなコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力を身につける。

4.養成する人材像

【工学系学科および専攻】

- 1) 十分な基礎学力の上に専門知識を修得し，知識創造の時代に柔軟に対応できるエンジニア
- 2) イノベーションに即応するために，問題解決のみならず課題探求できるエンジニア
- 3) モノづくりと環境保全の調和に配慮し，持続可能な社会の発展に貢献できるエンジニア
- 4) グローバルなコミュニケーション能力を備え，ビジネス系の知識も獲得した実践的エンジニア

○機械システム工学科

機械工学の専門知識を持って他分野の技術も取り入れることで，高度化するシステムに対処し，常に発展する新しいモノづくりを担うことができる機械技術者の育成

○電気電子システム工学科

電気・電子・情報の技術を応用することでシステムを構築し，産業界の多様な問題を解決できるクリエイティブな技術者の養成

○化学・バイオ工学科

持続可能な社会を実現するために，物理化学，無機化学，分析化学，有機化学，生物化学，化学工学などの専門分野の基礎知識を身につけ，化学製品，材料，食品など物質生産の分野において幅広く活躍できる化学技術者の育成

○都市システム工学科

持続可能な建設技術を基礎に，社会基盤施設の維持・管理分野や自然災害に対する防災・減災分野で活躍できるシビルエンジニアの育成

○産業技術システム工学専攻 生産・情報システム工学コース

機械系・電気系の材料工学分野及び機械加工系，電子・情報工学系を融合した教育・研究を行う。機械設計関連，システム制御関連，電子物性関連及び情報関連分野に関するより高度で応用性の高い専門科目を学び生産・情報分野で活躍できる人材を育成する。

○産業技術システム工学専攻 エネルギーシステム工学コース

機械系，電気系のエネルギー関連分野の教育・研究を行う。エネルギー分野に関するより高度で応用性の高い専門科目を学び，機械・電気関連のエネルギー分野で活躍できる人材を育成する。

○産業技術システム工学専攻 化学・バイオ工学コース

応用化学分野・生命工学分野及びそれらの関連分野の教育・研究を行う。化学・バイオ工学科（準学士課程）専門分野の基礎学力をさらに充実させたうえで，その専門性を高める。さらに，現代の応用化学分野・生命工学分野及びそれらの関連分野における先端技術やその動向に柔軟に対応できる人材の育成を目指す。

○産業技術システム工学専攻 社会環境システム工学コース

建設・環境系の教育・研究を行う。土木工学と環境工学に関する専門知識を修得し，さらに関連科目の履修を通して複眼的視野を深める。これらを通して日々進化する先端技術に柔軟に対応しつつ，環境に配慮することのできる建設技術を身につけ他人材の育成を目指す。

【ビジネス系学科および専攻】

- 1) 自己実現ができるビジネス・スペシャリスト
- 2) グローバルなコミュニケーション能力を有するビジネス・スペシャリスト
- 3) 論理的思考に優れたビジネス・スペシャリスト
- 4) 長期的な視野をもち，持続可能な社会の実現に貢献できるビジネス・スペシャリスト

○ビジネスコミュニケーション学科

社会に対して広く関心を持ち，進展するグローバル化に対応できるリテラシー（語学や情報など）を身につけるとともに，環境問題に配慮し持続可能な社会に貢献できる人材の育成

○ビジネスコミュニケーション学専攻 ビジネスコミュニケーション学コース

準学士課程のビジネスコミュニケーション学科で修得した社会学系知識の応用力を育み，さらに専門性を深める科目を履修する。くわえて，工学系とビジネス系のシナジー効果を期待できる科目を履修することにより，工学の基礎知識と国際社会で通用するビジネスコミュニケーション能力を併せ持つ人材の育成を目指す。

5.卒業時（修了時）に身につけるべき学力や資質・能力

【準学士課程】

- 1) 豊かな教養と周囲に配慮できる人間性
- 2) 専門分野の基礎知識とそれらの総合的応用能力
- 3) 自ら工夫し、広い視野から新しい発想ができる能力
- 4) 自己を啓発し、課題を分析して解決する能力
- 5) モノづくりやデザインの実践力
- 6) 基礎的なコミュニケーション能力と情報技術を活用したプレゼンテーション能力

【専攻科課程】

- 1) 地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うための倫理・教養
- 2) 工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる能力
- 3) 工学系科目－ビジネス系科目の協働（シナジー）効果により、複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力
- 4) 情報収集や自己学習を通して常に自己を啓発し、問題解決のみならず課題探求する能力
- 5) モノづくりやシステムデザイン能力を生かした創造的実践力
- 6) 情報技術を活用した、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点			
【重点評価項目】			
1－1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】			
観点 1－1－① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。			
【留意点】			
○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。 （改善への取組については1－1－④で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規程を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。			
関係法令 （法）第109条 （施）第166条 （設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■ 定めている	◇実施の方針が明示されている規程等		
	資料1-1-1-(2)-01 福島工業高等専門学校評価改善委員会規則	第1条	
	資料1-1-1-(1)-02 福島工業高等専門学校自己点検評評価実施要項	第2条， 第3条	

(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■ 整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）		
	資料1-1-1-(2)-01 福島工業高等専門学校評価改善委員会規則	第1条	再掲
	資料1-1-1-(2)-02 評価改善協議会要項	第1条	
	資料1-1-1-(2)-03 自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部会要項	第1条	
	資料1-1-1-(2)-04 改善・改革策定専門部会要項	第1条	
	資料1-1-1-(2)-05 自己点検・評価の組織図	評価改善委員会規則の下に、評価改善協議会および部会（自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部会および改善・改革策定専門部会）が置かれており、自己点検・評価は主に自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部会により実施される。評価改善協議会は各委員会の代表者がメンバーであることから、自己点検・評価の依頼は評価改善協議会を通して行われ、各委員会からの評価結果は協議会を通して自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部会が纏め、評価改善協議会で審議される。改善・改革策定専門部会は定期的にアンケート調査などの意見聴取を行い、それを自己点検・評価の資料として提供する他、各委員会に寄らない改善・改革事案（例えば3ポリシーに関する事項）等についての提案資料を作成しそれを評価改善委員会で審議するようになっている。	
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）		
	資料1-1-1-(2)-05 自己点検・評価の組織図	第3条第2項	再掲

【重点評価項目】 観点1－1－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 【留意点】 ○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。 自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する機構の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1－1－①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1－1－①(3)と関連。）			
関係法令 （法）第109条 （施）第166条 （設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■ 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-01 各委員会資料の収集・蓄積状況	各種委員会の議事録等は、資料1-1-2-(1)-01に示すように委員会毎に分けられたファイルサーバーに保管している。この議事録は全教職員の閲覧が可能である。	
	資料1-1-2-(1)-02 自己点検・評価に関する資料の依頼状況	本校の自己点検・評価方法について以下に説明する。資料1-1-2-(1)-02に示すように、評価改善委員会では、基準、大分類、中分類、細目及び担当部署（委員会等）のみを指定し評価改善協議会を通して担当部署に点検・評価を依頼するが、根拠資料の意図が伝わりにくい部分については備考欄にサンプルとして資料例を記述している。各担当部署は、自らの判断で最も適切な根拠資料を提示し判定を行う形式となっている。したがって、評価改善委員会として各部署に求める根拠資料を指定している訳ではない。点検・評価の性質から根拠資料は主に各委員会の議事録の中にあることが多いため、議事録は各委員会の責任で委員会毎に学内サーバーに保管することになっている。また、全ての教職員は議事録の閲覧が可能である。資料が共有される観点から資料の収集・蓄積場所を明示してあり、必要に応じて問い合わせにより閲覧可能である。	
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-03 各委員会の組織・責任体制	資料1-1-2-(1)-03に示すような委員会があり、開催された委員会の議事録は同席している事務方で作成し、確認後サーバーに保管する手順になっている。	

【重点評価項目】

観点1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

【留意点】

○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。

○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。

○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（複数チェック■可）	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）		
	資料1-1-3-(1)-01 校長による教員面談	令和2年3月より全教職員の校長面談が予定されていたが、新型コロナの影響により延期となっている。現在まで運営会議メンバー教員が完了している。新型コロナの鎮静を待ち再開する予定である。	
	資料1-1-3-(1)-02 教員アンケート結果	令和3年1月下旬に実施	
	資料1-1-3-(1)-03 職員アンケート結果	令和3年1月下旬に実施	
	資料1-1-3-(1)-04 在校生に対するアンケート結果	令和2年7月下旬に実施	
	資料1-1-3-(1)-05 新入生に対するアンケート結果	令和2年2月中旬に実施	
	資料1-1-3-(1)-06 卒業（修了）時の学生に対するアンケート結果	令和元年7月下旬に実施	
	資料1-1-3-(1)-07 卒業（修了）から5年経過後の学生に対するアンケート結果	令和元年7月下旬に実施	
	資料1-1-3-(1)-08 保護者から意見聴取を行なっていることがわかる資料	毎年実施	
	資料1-1-3-(1)-09 企業・進学先に対するアンケート結果	令和元年8月に実施	
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-10 令和元年度福島高専自己点検・評価表	該当箇所を赤枠で示した。	

(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（複数チェック■可） 【在学生の意見聴取】 ■ 学習環境に関する評価 ■ 学生による授業評価 ■ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ■ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） □ その他 【卒業（修了）時の意見聴取】 ■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ■ 卒業（修了）時の学生による満足度評価 □ その他 【卒業（修了）後の意見聴取】 ■ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価 ■ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 □ その他 【外部評価】 ■ 外部有識者の検証 ■ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。） □ 設置計画履行状況調査 □ その他	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(2)-01 令和元年度福島高専自己点検・評価表	自己点検・評価表の項目のうち、在学生，卒業時，卒業後，外部評価の意見を踏まえて点検・評価を行っている項目についてマークを付けている。意見はアンケート調査より把握しており，アンケート内容については資料1-1-3-(1)-02から資料1-1-3-(1)-09に示した。	
	資料1-1-3-(2)-02 第2回評価改善委員会議事要旨		
	◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。		

【重点評価項目】 観点 1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。 【留意点】 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、J A B E E（日本技術者教育認定機構）による J A B E E 認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■ 整備されている	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事録、活動記録等）		
	資料1-1-1-(2)-05 自己点検・評価の組織図		再掲
	資料1-1-4-(1)-01 福島工業高等専門学校評価改善委員会規則	第2条	
	資料1-1-4-(1)-02 運営会議規則	第2条	
	資料1-1-4-(1)-03 参与会規則	第1条，第2条	
		本校では，第三者評価である機関別認証評価の結果や特例適用専攻科の認定結果のほか，外部有識者である参与会の結果を踏まえ自己点検・評価を実施している。自己点検・評価は評価改善委員会が担当するが，各項目に対する具体的な点検・評価は，各種委員会の代表の集まりである評価改善協議会を通して実施される。その際に，各委員会は改善・改革作成専門部会から提供されるアンケート調査結果や参与会からの意見を踏まえ点検・評価を実施する。自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部会は評価改善協議会より提出された結果を取りまとめ評価改善委員会に提出する役割を果たす。評価改善委員会では，まとめられた自己点検・評価を審議し，運営会議で報告すると共に，必要であれば各委員会に改善を促すことになる。	

(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-01 前回の機関別認証評価での改善を要する点への対応		
	資料1-1-4-(2)-02 シラバスに記載の自学自習時間の確認		
	資料1-1-4-(2)-03 学生アンケート結果による自学自習時間の確認		
	資料1-1-4-(2)-04 教員アンケート結果による自学自習時間の確認		
	資料1-1-4-(2)-05 令和元年度第1回認証評価自己評価書作成部会議事要旨	令和元年度第1回専門部会で、成績エビデンスの収集およびアンケート調査について提案された。	
	資料1-1-4-(2)-06 DP達成度評価の活用		
	資料1-1-4-(2)-07 令和2年度第1回評価改善委員会議事要旨	令和2年度第1回評価改善委員会にて学生のDP達成状況について報告した。	
	資料1-1-4-(2)-08 令和元年度第1回評価改善委員会議事要旨	令和元年度第1回評価改善委員会にて自己点検・評価の実施について提案した。	
	資料1-1-4-(2)-09 平成30年度第1回自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部	平成30年度第1回専門部会で自己点検・評価の基準および自己点検・評価の時期に関して提案し、意見交換を行った。	
	資料1-1-4-(2)-10 福島工業高等専門学校自己点検評評価実施要項		
	資料1-1-4-(2)-11 評価関係規則の一部改正について		
	資料1-1-4-(2)-12 令和元年度第2回評価改善委員会議事要旨	令和元年度第2回評価改善委員会にて自己点検・評価の結果について審議し改善について確認した。	
(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-4-(3)-01 改善に向けた取組みの例		
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		
	資料1-1-4-(3)-02 在校生アンケート調査結果（ICT環境）		
	資料1-1-4-(3)-03 令和2年度第6回運営会議議事要旨	令和2年度第6回運営会議にて学生アンケートの提案をした。	
	資料1-1-4-(3)-04 成績エビデンスの確認		
	資料1-1-4-(3)-05 成績エビデンスの確認依頼のメール	令和2年9月17日のメールにて、成績エビデンスの適切性（試験内容の確認、試験問題のレベル、評価方法、試験問題の前年度との比較）に関して確認依頼をした。	
	資料1-1-4-(3)-06 卒業（修了）時アンケート調査結果		
	資料1-1-4-(3)-07 在校生アンケート調査（成績認定基準）		
	資料1-1-4-(3)-08 令和元年度第12回運営会議議事要旨	令和元年度第12回運営会議にて卒業時（終了時）のアンケートの提案をした。	
	資料1-1-4-(3)-09 新入生アンケート調査(AP)		
	資料1-1-4-(3)-10 専攻科入学者選抜の変更		
	資料1-1-4-(3)-11 令和2年度第5回専攻科会議議事要旨	令和2年度第5回専攻科会議にて入学選抜の変更について説明があり了承された。	
	資料1-1-4-(3)-12 地域環境テクノセンター規則		
	資料1-1-4-(3)-13 令和元年度第13回運営会議議事要旨	令和元年第13回運営会議にて、地域環境テクノセンターの目的や方針に関する規則の改定が提案され承認された。	

1－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			

評価の視点			
1－2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。			
（準学士課程）			
観点1－2－① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】			
○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。 ○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。 ○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。			
関係法令（法）第117条（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可）	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	資料1-2-1-(1)-01 準学士課程のディプロマ・ポリシー	http://www.fukushima-nct.ac.jp/annai/diplomapolicy.html	
		ディプロマ・ポリシーを達成するために養成する人材像としては、工学系共通、ビジネス系共通と共に各学科個別の養成する人材像として定めているが、卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力（ディプロマ・ポリシー）は準学士課程全体として定めている。ディプロマ・ポリシーは工学系およびビジネス系で共通（本科共通）としていることから汎用性のある表現となっているが、これをより分かり易くするために、養成する人材像として各学科毎に詳細に記述してあり具体的な表現となっている。	
■ 学科ごとに定めている			
□ その他			

(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。

○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。

○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。

○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定される場所であり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）

○ （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）		
	資料1-2-2-(1)-01 準学士課程のカリキュラム・ポリシー	http://www.fukushima-nct.ac.jp/annai/curriculumpolicy.html	
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。	カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの整合性を有するように定められている。	
(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■ 学習成果をどのように評価するかを示している □ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。
なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。

○ 「学力の3要素」とは、1知識・技能、2思考力・判断力・表現力等の能力、3主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令（法）第57条、第118条（施）第165条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-3-(1)-01 準学士課程のアドミッション・ポリシー	http://www.fukushima-nct.ac.jp/annai/admissionpolicy.html	
		アドミッションポリシーは準学士課程全体で共通の部分と各学科固有の部分に分けて定めている。	
(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			

(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

(専攻科課程) 観点1－2－④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ 観点1－2－④の留意点に準ずるものとする。			
関係法令 (法)第119条第2項 (施)第165条の2 (設) 第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている □ 専攻ごとに定めている □ その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-4-(1)-01 専攻科課程のディプロマ・ポリシー	http://www.fukushima-nct.ac.jp/annai/diplomapolicy.html	
		ディプロマ・ポリシーを達成するために養成する人材像としては、専攻・コース毎に定めているが、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力（ディプロマ・ポリシー）は専攻科課程全体として定めている。ディプロマ・ポリシーは工学系およびビジネス系で共通（専攻科共通）としていることから汎用性のある表現となっているが、これをより分かり易くするために、養成する人材像として各専攻・コース毎に詳細に記述したより具体的な表現となっている。	
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ 観点1－2－②の留意点に準ずるものとする。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミSSION・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン
（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ☐ 専攻科課程全体として定めている ☒ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-5-(1)-01 専攻科課程のカリキュラム・ポリシー	http://www.fukushima-nct.ac.jp/annai/curriculumpolicy.html	
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ☒ 整合性を有している		カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの整合性を有するように定められている。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ☒ どのような教育課程を編成するかを示している ☒ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ☒ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他			
		成績評価基準は準学士課程と専攻科課程で共通としている。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1－2－⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】 ○ 観点1－2－③の留意点に準ずるものとする。			
関係法令 （法）第119条第2項 （施）第165条の2、第177条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関する ガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている ■ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-6-(1)-01 専攻科課程のアドミッション・ポリシー	http://www.fukushima-nct.ac.jp/annai/admissionpolicy.html	
		アドミッションポリシーは専攻科課程全体で共通の部分と各専攻・コースで固有の部分に分けて定めている。	
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

1－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			

評価の視点			
1－3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。			
観点1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。			
【留意点】			
○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。			
関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■ なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規程等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）		
	資料1-3-1-(1)-01 福島工業高等専門学校評価改善委員会規則	第2条	
	資料1-3-1-(1)-02 改善・改革策定専門部会要項	第2条	
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■ 点検した上で、改定を要しないと判断している	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	資料1-3-1-(2)-01 3ポリシー見直しに関するメール		
	資料1-3-1-(2)-02 令和2年度第1回改善・改革策定専門部会議事		
1－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
第4期中期目標を鑑み高専機構全体としてディプロマ・ポリシーの見直しが図られており、令和2年11月の教務主事勉強会にて高専DPの基本的考え方（二次案）が示された。本校では令和3年度に準学士課程および専攻科課程の教育課程の見直しが予定されていることから、高専共通のDP+福島高専独自のDPのリニューアルとカリキュラムの構築を有機的に進めることになる。したがって令和4年度からは新しい3ポリシーで進むことになる。			
	資料1-3-特-01 教務主事勉強会資料	高専全体のDPの見直しについて	

基準 1			
優れた点			
特になし			
改善を要する点			
特になし			

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点			
2－1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。			
観点 2－1－① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】			
○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。			
○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。			
関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料2-1-1-(1)-01 福島工業高等専門学校学則		
	資料2-1-1-(1)-02 準学士課程のディプロマ・ポリシー		
	資料2-1-1-(1)-03 各学科の紹介		
	現在の学科構成は、本校の教育目的を意識し、高等専門学校設置基準の規則に適合している（資料2-1-1-(1)-01）。学科構成は、地域社会に根ざしたものづくり教育ならびに高いコミュニケーション能力を有しグローバルに活躍する人材を育成するため、5学科からなる（資料2-1-1-(1)-02）。各学科では、本校の要請すべき人材像に基づいた学習・教育目標が定められ、教育の目的が達成されるようになっている（資料2-1-1-(1)-03）		

観点 2－1－② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。

○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料2-1-2-(1)-01 福島工業高等専門学校学則		
	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料2-1-2-(1)-02 専攻科課程のディプロマ・ポリシー		
	資料2-1-2-(1)-03 各専攻（コース）の紹介		
	本校の専攻科課程の2専攻（資料2-1-2-(1)-03）は本科の教育課程を基に構成されたものであり、得意とする専門技術分野の知識と能力を深め、異なる専門技術分野に関する知識と能力を育成することができる複合融合化された教育プログラムを有する。それらはディプロマ・ポリシー（資料2-1-2-(1)-02）と整合するものである。		

観点 2－1－③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
	資料2-1-3-(1)-01 組織図		
	資料2-1-3-(1)-02 福島工業高等専門学校組織規則		
	資料2-1-3-(1)-03 福島工業高等専門学校企画会規則		
	資料2-1-3-(1)-04 福島工業高等専門学校運営会議規則		
	資料2-1-3-(1)-05 福島工業高等専門学校教員会議規則		
	資料2-1-3-(1)-06 教務委員会規則		
	資料2-1-3-(1)-07 学生委員会規則		
	資料2-1-3-(1)-08 入試委員会規則		
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
	資料2-1-3-(2)-01 運営会議議事要旨		
	資料2-1-3-(2)-02 教員会議議事要旨		
	資料2-1-3-(2)-03 教務委員会議事要旨		
	資料2-1-3-(2)-04 学生委員会議事要旨		
	資料2-1-3-(2)-05 入試委員会議事要旨		
2－1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
2－2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。			
観点2－2－① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。			
【留意点】			
○ 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例1）目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。 （例2）目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。			
○ (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。			
○ (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。			
関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式2－1】高等専門学校現況表		
	資料2-2-1-(1)-01 一般教科教員一覧		
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
	資料2-2-1-(2)-01 専門教科教員一覧		
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
	資料2-2-1-(3)-01 在籍教員数	※嘱託教員・特命教員含む	
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【様式2－3】担当教員一覧表等		
		【様式2-3】担当教員一覧表のとおり、専門分野と担当する授業科目が適切である。	

(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（複数チェック■可） ■ 博士の学位 ■ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） ■ 技術資格 ■ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） □ 海外経験 □ その他	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。		
		【様式2-3】に記載しています。	
		【様式2-3】に記載しています。	
		【様式2-3】に記載しています。	
		【様式2-3】に記載しています。	
	様式2-3の担当教員一覧表に示すとおり，専門分野の知識や技術，研究の指導を行うため，専門学科のほとんどの教員が博士の学位を有している．また，常勤及び非常勤のネイティブスピーカー7名，技術士の資格を有する常勤及び非常勤の教員2名を配置している．常勤教員のうち38％が民間企業等における勤務経験がある．さらに，国際学会への参加や外地留学等で海外経験を有する教員が多数存在している．海外経験の有無を教員配置に考慮することは無いが，採用時には履歴書等から確認している．なお，知的財産権の授業では弁理士の資格を有する非常勤講師を採用している．		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

観点2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。
（例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。

○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令（法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

特例適用の審査結果より、各分野の研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。 ■ 適切に確保している	◇【様式2-3】担当教員一覧表等		
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である			
	◆左記について、資料を基に記述する		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		

観点 2－2－③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 （設）第6条第6項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■ 配慮している	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点 4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。）		
	資料2-2-3-(1)-01 教員の年齢構成一覧表		
	◆配慮の取組について、資料を基に記述する。		
	※再雇用教員，非常勤講師を除き，教員の年齢構成を考慮して新規採用を配慮している．その結果，資料2-2-3-(1)-01に示すとおり，年齢構成における著しい偏りは見られない．		
(2) (1)以外に配慮している措置等はあるか。（複数チェック■可） □ 教育経歴 ■ 実務経験 ■ 男女比 ■ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(2)-01 教員公募の例（女性優先採用）		
	資料2-2-3-(2)-02 男女比一覧（R2.12）		
	資料2-2-3-(2)-03 教員選考基準	実務経験を有し技術士や公認会計士の資格は博士の資格と同等に考慮されています。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料2-2-3-(2)-04 教員公募の例（学位の有無）		

(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（複数チェック■可） ☐ 学位取得に関する支援 ☒ 任期制の導入 ☒ 公募制の導入 ☒ 教員表彰制度の導入 ☐ 企業研修への参加支援 ☒ 校長裁量経費等の予算配分 ☐ ゆとりの時間確保策の導入 ☐ サバティカル制度の導入 ☒ 他の教育機関との人事交流 ☐ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-01 教員公募の例【任期付教員】	博士の取得を推進するために、規定はありませんが任期付き教員の公募は実施しています。	
	資料2-2-3-(3)-03 福島工業高等専門学校教育功労者等表彰の実施について		
	資料2-2-3-(3)-04 戦略推進経費		
	資料2-2-3-(3)-05 教員国際会議発表支援基金に関する申し合わせ		
	資料2-2-3-(3)-06 高専と両技科大との教員交流実施要項		
	資料2-2-3-(3)-07 科研費申請者への優遇措置		
	資料2-2-3-(3)-08 福島工業高等専門学校における教員採用選考の取扱について	6 番目	
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
2－3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。			
観点2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01 勤勉手当の取扱について		
	資料2-3-1-(1)-02 教員評価シート提出依頼文	教員評価シートは年に一度校長の指示により提出が義務付けられている。実施時期などの規定はないが概ね春頃となっている。	
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-07 科研費申請者への優遇措置		再掲
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	資料2-3-1-(2)-01 令和2年度目標記述シート		
	資料2-3-1-(2)-02 （副校長、校長補佐、センター長等）校長面談日程表		

(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（複数チェック■可） ■ 給与における措置 ■ 研究費配分における措置 □ 教員組織の見直し ■ 表彰 □ その他	資料2-2-3-(3)-03 福島工業高等専門学校教育功労者等表彰の実施について		再掲
	資料2-3-1-(3)-01_令和2年度教育功労者等選考委員会議事要旨	教育功労者のノミネートは各委員会の長や学科長からの推薦による。推薦された中から、資料2-2-3-(3)-03の委員により表彰の適否が決定されている。	
	資料2-3-1-(3)-02 教育功労者等 表彰者一覧		
	資料2-3-1-(1)-01 勤勉手当の取扱について	勤勉手当に関わる勤務成績は教員から提出される教員評価シートを参考に校長が評価し、その後校長により選定され賞与に反映されている。	再掲
	資料2-2-3-(3)-07 科研費申請者への優遇措置	この制度は令和2年度に決定し令和3年度から適用されることになっているが、昨年度科研費を申請した教員に対して科研費の判定に応じた研究費を今年度追加支援することになっている。	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。 科研費への申請を改善し申請数を増加させるための方策として、申請した教員や採択された教員に対し、平成2年度に校長裁量経費から研究費を配分することを決定した。令和2年度の科研費申請からの適用となるので令和3年度の研究費からの配分となる。		
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
		非常勤教員に対する教員評価を定めた規定は無いが、教科主任は常に非常勤教員の授業状況を把握しており、次年度の採用について確認している。	
	◇実施していることがわかる資料		
	資料2-3-1-(4)-01 令和元年度授業改善アンケート(非常勤講師分)	非常勤教員に対しては学生による授業アンケート調査を実施している。	

観点2－3－② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。			
【留意点】			
○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。			
関係法令 (設)第11～14条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■ 定めている	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。）		
	資料2-3-2-(1)-01 福島工業高等専門学校教員選考基準		
	資料2-3-2-(1)-02 福島工業高等専門学校教員選考内規		
	資料2-2-3-(3)-08 福島工業高等専門学校における教員採用選考の取扱について		再掲
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（複数チェック■可） ■ 模擬授業の実施 ■ 教育歴の確認 ■ 実務経験の確認 ■ 海外経験の確認 ■ 国際的な活動実績の確認 □ その他	◇実施・確認していることがわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-02 教員公募の例	模擬授業は、担当する予定のクラスで約20分の授業を実施している。学生からのヒアリングはないが、授業のわかりやすさや学生の反応から教育上の能力を確認している。	
	資料2-3-2-(2)-02 教員選考基準（個人調書様式）	海外経験は個人調書や履歴書により確認している。また、国際的な活動実績の確認については履歴書ならびに海外投稿論文で確認している。	
		実務経験の有無が採用・不採用に関係することはないが、履歴書で実務経験の有無を確認している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料2-3-2-(3)-01 教員採用に係る書類選考結果報告書		
	資料2-3-2-(3)-02 内定通知書例		
	資料2-3-2-(3)-03 個人調書（昇任）		
	資料2-3-2-(3)-04 電気電子（R2.12.8）教員昇任会議議事要旨		
	資料2-3-2-(3)-05 都市システム（R3.3.12）教員昇任会議議事要旨		
	教員の採用は、当該学科長が公募書類により一次選考を行い、二次選考対象者を決定する。二次選考は選考会議で行われる。二次選考は、個人調書（資料2-3-2-(2)-02）をもとに、教育歴、実務経験の確認を含む面接審査に加え、模擬授業を求め、総合的に判断して採用の可否を判断している。学内の昇任についてもこれに準じて（模擬授業を除く）行われる。		
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■ 定めている	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料		
	資料2-3-2-(4)-01 教員選考基準		
2－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
2－4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。			
観点2－4－① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 （設）第17条の4			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程		
	資料2-4-1-(1)-01 FD委員会規則		
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-02 令和2年度FD活動関係年間計画		
(2) 定期的にFDを実施しているか。	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料		
	資料2-4-1-(2)-01 授業改善アンケート依頼	教員が担当している科目の中から2科目を選んで授業改善アンケートが実施される。実施時期は前期及び後期の学期の最終授業日付近となっている。アンケート書類を学生に配布し、学級委員長が直接学生課にアンケート用紙を提出するため、付度なしの結果を得ることができるシステムとなっている。	
	資料2-4-1-(2)-02 令和3年度相互授業参観についての連絡	授業参観は定期試験期間などの特別な時期でない限り常時参観可能となっている。授業参観後は相互授業参観報告書を提出し、授業の進め方などについてお互いの意見交換ができるようになっている。	
	◇FDに関する報告書等の該当箇所等		
	資料2-4-1-(2)-03 令和2年度FD研修会の連絡	年に1度FD研修会（講演会）が開催される。実施時期の決定や講師の選定はFD委員長が行い通常は大会議室で行われることが多い。昨年度はコロナ禍のためオンライン開催となった。	

(3) (2)のF Dを実施した結果が、改善に結びついているか。 ■ 結びついている	◆F Dの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。		
	資料2-4-1-(3)-01 授業改善計画・結果報告書（紙）の例	前年度の授業科目について総括し、改善点と次年度への抱負を記録している。この報告書を書いとし継続することで、徐々に授業の改善に結びつけている。	
	資料2-4-1-(3)-02 授業改善計画・結果報告書（web）の例	これまで紙ベースで授業改善計画・結果報告書を提出していたが、令和2年度からはFormsによる提出がスタートした。	
	※FD委員会が中心となり、授業改善アンケートや相互授業参観，FD研修会が開催され，教員からは授業改善計画ならびに授業改善報告が提出され，授業の改善を進めている		
観点2－4－② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。			
【留意点】 ○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。			
関係法令 （法）第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号 （設）第7条、第10条、第25条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している	◇【様式2－1】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料		
	資料2-4-2-(1)-01 事務部組織及び事務分掌規則		
	資料2-4-2-(1)-02 組織図		
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している	資料2-4-2-(2)-01 図書館規則		
	資料2-4-2-(2)-02 図書館スタッフ仕様書		

観点2－4－③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。			
【留意点】			
○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点4－2－⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。 FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料		
	資料2-4-3-(1)-01 技術職員のFD・研修等の参加状況（モノづくり）	高専機構や文科省主催の研修が企画されており、技術職員のランクに応じて参加している。	
	資料2-4-3-(1)-02 技術職員のFD研修例	東北地区高専の技術職員研修会が毎年持ち回りで企画されており、課題（論文）発表や講演会などを実施している。	
2－4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			

基準2

優れた点			
特になし			
改善を要する点			
特になし			

基準3 学習環境及び学生支援等

評価の視点			
3－1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。 また、ＩＣＴ環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。			
観点3－1－① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。			
【留意点】 ○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定されている施設のことである。			
関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
	資料3-1-1-(1)-01 土地・建物	福島高専学校要覧 2020 p.60（以下、学校要覧と略記）	
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
	資料3-1-1-(1)-01 土地・建物		再掲
(3) 運動場を設けているか。 ■ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(3)-01 建物配置図	学校要覧 p.61	
	◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(4)-01 棟別平面図		

(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（複数チェック■可） ■ 実験・実習工場 □ 練習船 □ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(5)-01 機械実習工場平面図		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■ 設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(6)-01 自主的学習スペース		
	資料3-1-1-(6)-02 コモンスペースの様子		
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。（複数チェック■可） ■ 厚生施設 ■ コミュニケーションスペース □ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(7)-01 福利厚生施設「磐陽会館」	学校要覧 p.53	
	資料3-1-1-(7)-02 棟別平面図		
	資料3-1-1-(7)-03 図書館改修参考資料		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇安全衛生管理体制がわかる資料		
	資料3-1-1-(8)-01 安全衛生委員会規則	第1条	
	◇設備使用に関する規程、設備利用の手引き等		
	資料3-1-1-(8)-02 実習工場利用規則		
	資料3-1-1-(8)-03 実習工場利用に関する細則		
	資料3-1-1-(8)-04 実習工場利用料金に関する覚え書き		
	資料3-1-1-(8)-05 図書館利用規定		
	資料3-1-1-(8)-06 令和2年度情報センター利用の手引き		

(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ■ 機能している	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている実例に関する資料を基に記述する。		
	資料3-1-1-(9)-01 安全衛生委員会議事要旨（令和２年第１回）		
	資料3-1-1-(9)-02 教室の空気検査について		
	資料3-1-1-(9) 03 工場安全講習会資料	機械システム工学科の1年生（後期），2年生（前期），3年生（前期）の初回に講習会を実施	
	安全衛生委員会（資料3-1-1-(8)-01）が組織され，定期的に校内を巡回し危険箇所の改善を促している(資料3-1-1-(9)-02)。また，実習工場を使用する授業では，授業の初回に安全講習会（資料3-1-1-(9)-03）を実施している。		
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■ 行っている	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料		
	資料3-1-1-(10)-01 施設のバリアフリー化を行っている例	校舎内・敷地内の写真	
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料1-1-1-(1)-01 福島工業高等専門学校評価改善委員会規則	評価改善委員会で学生アンケートなどを通じて教育・生活環境の利用状況や満足度を把握し，関係部署へ改善を求めるようになっている。	
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■ 行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料		
	資料1-1-3-(1)-04 在校生に対するアンケート結果		
	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料1-1-3-(1)-04でインターネットが繋がりにくいことを把握しているが，予算的な制約があることから改善までには至っていない。また，安全衛生委員会が定期的に校内巡回を行なって，不良箇所や防災上問題がある箇所を関係部署に指摘し改善を促している。		

観点3－1－② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

- 【留意点】
- この観点のＩＣＴ環境とは、無線・有線ＬＡＮやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。

○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたＩＣＴ環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3－2－②で分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇ＩＣＴ環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。）		
	資料3-1-2-(1)-01 情報処理教育センター規則	第2条	
	資料3-1-2-(1)-02 情報教育センターの設備	学校要覧 p.46	
(2) ＩＣＴ環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ＩＣＴ環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料		
	資料3-1-2-(2)-01 福島工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程		
	資料3-1-2-(2)-02 福島工業高等専門学校情報セキュリティ推進規程		
	資料3-1-2-(2)-03 福島工業高等専門学校情報セキュリティ教職員規程		
	資料3-1-2-(2)-04 情報セキュリティ利用者規程		
	資料3-1-2-(2)-05 セキュリティトップセミナー開催案内		
	資料3-1-2-(2)-06 標的型メール対応訓練の案内		
	資料3-1-2-(2)-07 学生委員会SNS講座実施要項		
	資料3-1-2-(2)-08 サイバーセキュリティ人材育成事業事業計画書・報告書		
	資料3-1-2-(2)-09 サイバーセキュリティボランティア事前講習会		
	資料3-1-2-(2)-10 令和2年度「情報基礎」シラバス（機械システム工学科1年）	ICT環境のセキュリティに関しては管理者による体制の整備と共に、学生の意識を高めるために授業でも教授している。この授業は全学科1年生必修である。	

(3) I C T環境は有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇ I C T環境の利用状況がわかる資料		
	資料3-1-2-(3)-01 2020年度前期演習室時間割		
	資料3-1-2-(3)-02 2020年度後期演習室時間割		
	資料3-1-2-(3)-03 2020年度情報センター利用者数		
(4) (3)について学生や教職員の I C T環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料3-1-2-(4)-01 情報処理教育センター規則	第 2 条	
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料3-1-2-(5)-01 ICTに関する学生アンケート結果		
	資料3-1-2-(5)-02 令和2年度第3回情報処理教育センター運営委員会指示録		
		評価改善委員会で実施した学生アンケートの結果（インターネットが繋がりにくい）を受けて情報処理教育センター運営委員会で審議した。その結果、 アンケート結果をより詳細に分析するために調査を今後実施することが確認された。	

観点3－1－③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【留意点】

○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。

○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。

関係法令 （設）第25条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-01 図書館の紹介	学校要覧 p.45 ※R3年度版発行後、資料更新予定	
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-01 図書館の紹介		再掲
	資料3-1-3-(2)-02 図書館の蔵書数		
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料		
	資料3-1-3-(3)-01 図書館貸出数・入館者数資料		
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料		
	資料3-1-3-(4)-01 利用案内	平日の開館時間を20時まで延長し、土曜日と定期試験中の日曜祝日も開館している。	
	資料3-1-3-(4)-02 令和3年度図書館ガイダンス実施のお知らせ		

3－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			

評価の視点			
3－2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。 また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。			
観点3－2－① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。			
【留意点】			
○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。			
○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。 (複数チェック■可)	◇実施状況がわかる資料		
	資料3-2-1-(1)-01 新入生に対するオリエンテーション次第		
	資料3-2-1-(1)-02 専攻科生に対するガイダンス		
	資料3-2-1-(1)-03 編入生に対するガイダンス		
	資料3-2-1-(1)-04 留学生のためのオリエンテーション		
		障害のある学生に対するガイダンスは、一般の学生と同様に実施している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

○ (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。

○ 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（複数チェック■可） ■ 担任制・指導教員制の整備 ■ オフィスアワーの整備 ■ 対面型の相談受付体制の整備 □ 電子メールによる相談受付体制の整備 □ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ■ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ■ 外国への留学に関する支援体制の整備 □ その他	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01 組織規則（学級担任）	第9条	
	資料3-2-2-(1)-02 学級担任一覧	担任制の整備	
	資料3-2-2-(1)-03 オフィスアワー一覧	オフィスアワーの整備	
	資料3-2-2-(1)-04 スクールソーシャルワーカー来校案内	対面型の相談受付体制	
	資料3-2-2-(1)-05 福島高専以外の教育施設等における特別学修に関する内規	資格試験・検定試験等の支援体制	
	資料3-2-2-(1)-06 国際交流基金助成事業に関する申し合わせ	外国への留学に関する支援体制	
	資料3-2-2-(1)-07 留学支援体制	外国への留学に関する支援体制	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) (1)は、学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料		
	資料3-2-2-(2)-01 特別学習による単位修得状況		
	資料3-2-2-(2)-02_令和元年度リールA短期大学への学生派遣状況	リールA短期大学に留学する学生には本校の国際交流基金助成事業により留学費用の一部が補助されている。	
	資料3-2-2-(2)-03 令和元度海外渡航学生一覧	資料3-2-2-(2)-03に示されている海外渡航旅費の一部は国際交流基金をはじめさまざまな外部資金により留学費用の一部が補助されている。	
	資料3-2-2-(2)-04 令和元年度派遣学生に対する国際交流基金からの助成金支出		

(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（複数チェック■可） ■ 担任制・指導教員制の導入 ■ 学生との懇談会 ■ 意見投書箱 ■ その他	◇制度がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01 組織規則（学級担任）		再掲
	資料3-2-2-(1)-02 学級担任一覧		再掲
	資料3-2-2-(3)-01 意見投書箱		
	資料3-2-2-(3)-02 学級委員長との懇談会の開催連絡		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	F D委員会による全学生対象の授業アンケートを毎年行い、結果を各教員に通知している。		
	資料3-2-2-(3)-03 授業アンケートの学生への連絡		
	資料3-2-2-(3)-04 授業アンケート集計結果		
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(4)-01 H30 学級委員長との懇談会(要望事項まとめ)		

観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

【留意点】

○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。

○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。

関係法令 教育基本法第4条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条、第7～11条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(1)-01 外国人留学生規則		
	資料3-2-3-(1)-02 「外国人留学生規則」の実施に関する申合せ		
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-01 令和2年度外国人留学生相談員(チューター)一覧		
	資料3-2-3-(2)-02 留学生一覧		
	資料3-2-3-(2)-03 留学生特設科目	教務手帳 p.64	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-04 留学生特別授業のシラバス例		
	資料3-2-3-(2)-05 留学生指導報告書		
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(3)-01 編入学生に対する学科指導体制の整備および指導状況の報告と確認	編入学生に対する指導に関しての規則はないが、資料3-2-3-(3)-01に示す申し合わせのように、編入学生の指導は教務委員会の調整のもとに実施している。また、編入学時の学力に不安があるケースもあることから、一般教科の数学科と物理科が自らの判断で課題を作成し、教務係が学生宛に送付する体制が確立している。これらの活動は勉学に関することであるため教務委員会が担当している。	
	資料3-2-3-(3)-02 教務委員会規則		

(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料		
	資料3-2-3-(3)-01 編入学生に対する学科指導体制の整備および指導状況の報告と確認に関する申し合わせ		再掲
	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料		
	資料3-2-3-(4)-02 編入学生への入学前事前指導案内		
	資料3-2-3-(4)-03 編入学生への事前指導（数学）		
	資料3-2-3-(4)-04 編入学生への事前指導（物理）		
	資料3-2-3-(4)-05 編入学生への事前指導（英語）		
	資料3-2-3-(4)-06 編入学生担当教員		
	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	※個人情報を含むため掲載しない。支援を必要とする学生がいる場合は学生保健センターが学級担任に適切な対応を助言し、教科担当の教員も含めて支援体制を構築している。		
	◇整備状況がわかる資料		
	本校創設以来、本科生に社会人は在学しておらず現状の体制において特段の問題はないが、社会人入学生に対しては一般の学生と同様に、教務委員会および学生委員会が支援する体制となっている。		
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない			
	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料		
	社会人学生が在籍していないため行っていない。		
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）		
	本科生と同様の学習相談の制度が利用できるが、社会人学生が在籍していないため資料は存在しない。		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	社会人学生が在籍していないため支援を実施していない。		

(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01 障害学生に対する支援規則	学生便覧 pp93-95	
	資料3-2-3-(7)-02 学生保健センター規則	第 2 条	
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-01 多目的学生支援室	精神的に落ち着くために一人になりたい学生が利用できる部屋	
(9) 障害者差別解消法第 5 条及び第 7 条又は第 8 条（第 9 条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ■ 対応している	資料3-1-1-(10)-01 施設のバリアフリー化を行っている例	足に障害がある学生のための手すり	再掲
	◇対応状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01 障害学生に対する支援規則		再掲
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		
	資料3-2-3-(10)-01 LGBT講演会案内	教職員を対象にした啓発のための講演会	
	近年LGBT（性的少数者）に関する配慮が必要となっていることから、教職員を対象にLGBTに関する講演会を実施した。このような活動により様々な学生への支援がスムーズに行えると考えている。		

観点3－2－④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条 いじめ防止対策推進法第35条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（複数チェック■可）	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。）		
	資料3-2-3-(7)-02 学生保健センター規則		再掲
	資料3-2-3-(8)-01 多目的学生支援室	学校要覧 p.53	再掲
	資料3-2-4-(1)-03 令和2年度学生保健センター案内ポスター		
	資料3-2-4-(1)-04 スクールソーシャルワーカー案内パンフレット		
	資料3-2-4-(1)-05 ハラスメント防止等に関する規則		
	資料3-2-4-(1)-06 奨学金制度の案内	学生便覧 pp.87-89	
	資料3-2-4-(1)-07 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準		
	資料3-2-4-(1)-08 福島工業高等専門学校入学科徴収猶予選考基準		
	資料3-2-4-(1)-09 授業料免除及び徴収の猶予の案内	学生便覧 pp.90-91	
	資料3-2-4-(1)-10 授業料等免除及び徴収の猶予取扱規則		
	資料3-2-4-(1)-11 授業料免除選考基準		
	資料3-2-4-(1)-12 福島工業高等専門学校いじめ防止等基本計画		
	資料3-2-4-(1)-13 福島工業高等専門学校いじめ対策委員会設置要項		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。 ■ 実施している	◇各取組の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(2)-01 学生定期健康診断について		
	資料3-2-4-(2)-02 学生保健センター講演会の案内		
	資料3-2-4-(2)-03 こころと体の健康教室実施要項		
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-01 学生相談状況		
	資料3-2-4-(3)-02 スクールソーシャルワーカー相談状況		
	◇奨学金等の利用状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-03 奨学金選考資料		

観点3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。
また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。

○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。

○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料3-2-5-(1)-01 男女共同参画・キャリア教育支援室規則	学校要覧 p.53	
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（複数チェック■可） ■ キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 ■ 進路指導用マニュアルの作成 ■ 進路指導ガイダンスの実施 ■ 進路指導室 ■ 進路先（企業）訪問 ■ 進学・就職に関する説明会 □ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 ■ 資格取得による単位修得の認定 ■ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 □ その他	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料		
	資料3-2-5-(2)-01 キャリア支援室利用状況		
	資料3-2-5-(2)-02 進路の手引き		
	資料3-2-5-(2)-03 就職ガイダンス		
	資料3-2-5-(2)-04 福島高専以外の教育施設等における特別学修に関する内規		
	資料3-2-5-(2)-05 海外留学に関する支援状況		
	資料3-2-5-(2)-06 キャリアカフェポスター		
	資料3-2-5-(2)-07 校外実習実施要項	学生便覧 p.46	
	資料3-2-5-(2)-08 （専攻科）令和２年度インターンシップ実習学生一覧		
	資料3-2-5-(2)-09 （本科）令和２年度インターンシップ実習学生一覧		
	資料3-2-5-(2)-10 令和元年度4年生インターンシップ事前指導会		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(3) (2)の取組が機能しているか。 ■ 機能している	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料		
	資料3-2-5-(3)-01 令和2年度特別学修一覧		
	資料3-2-5-(3)-02 キャリアカフェ参加実績		
	資料3-2-5-(2)-03 就職ガイダンス		再掲
	資料3-2-5-(3)-04 キャリア支援室 卒業生との懇談会		

観点3－2－⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料		
	資料3-2-5-(3)-04 キャリア支援室 卒業生との懇談会		再掲
	資料3-2-6-(1)-02 学生会準則	学生便覧 pp.127-131	
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ■ なっている	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
	資料3-2-6-(2)-01 部活動指導教員一覧		
	資料3-2-6-(2)-02 課外活動担当教員		
	資料3-2-6-(2)-03 クラブコーチ一覧		
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
	資料3-2-6-(3)-01 R2後援会予算（課外活動特別経費）		
	資料3-2-6-(3)-02 R2人件費執行分（課外活動分）		
	資料3-2-6-(3)-03 R2学生会執行分（部活動謝金）		

観点3－2－⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(1)-01 学寮配置図及び建物平面図		
	資料3-2-7-(1)-02 学生寮パンフレット		
(2) 生活の間として整備しているか。 ■ 整備している	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）		
	資料3-2-7-(2)-01 寮生活の手引き		
(3) 勉学の間として整備しているか。 ■ 整備している	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）		
	資料3-2-7-(3)-01 寮生の学習支援プログラムについて		
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇入寮状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-01 令和2年度部屋割		
	資料3-2-7-(4)-02 令和2年度入寮者数一覧		
	◇勉学の間としての活用実績がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-03 磐陽寮学習支援TA報告書（令和3年1月分）		
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料		
	資料3-2-7-(5)-01 寮務委員会規則		
	資料3-2-7-(5)-02 寄宿舍規則		
3－2 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			

基準 3

優れた点			
本校では、各教員の研究室前にコモンスペースを設け、テーブル、椅子、ホワイトボード等を設置し、学生が自由に勉強できる環境を校内各所に設置している。また、コモンスペースで勉強している学生に対し、教員は随時、学生の学習・生活上の相談に乗り、学生と教員とのあいだに親密な関係を構築する環境を整えている。			
	資料3-1-1-(6)-01_自主的学習スペース		再掲
	資料3-1-1-(6)-02_コモンスペースの様子		再掲
改善を要する点			
特になし			

end

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点			
4－1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。 また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。			
観点 4－1－① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。			
【留意点】			
○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものかなどについて分析すること。			
関係法令 (設)第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去 5 年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ なっている	◇過去 5 年間の貸借対照表等の財務諸表		
	資料4-1-1-(1)-01 貸借対照表（過去 5 年間）		
	資料4-1-1-(1)-02 損益計算書（過去 5 年間）		
	資料4-1-1-(1)-03 キャッシュフロー計算書		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-04 勘定残高明細書（長期未払金）	令和2年度末で長期未払金の残高はゼロとなった。	
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-05 臨時損失（総勘定元帳過去5年間）		
	資料4-1-1-(1)-06 臨時利益（総勘定元帳過去5年間）		
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	◇その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(2)-01 校地、校舎などの資産を確認できる資料		
(3) 過去 5 年間ににおいて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保している	◇過去 5 年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況		
	資料4-1-1-(3)-01 決算報告書（過去5年間）		
	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		

(4) 過去 5 年間の収支状況において支出超過とっていないか。 ■ 支出超過となった年があった	◇過去 5 年間の資金収支計算書及び消費収支計算書		
	資料4-1-1-(1)-03 キャッシュフロー計算書		再掲
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
	平成29年度に約680万円ほどの支出超過になっているが、これは機械系実習工場の移転費用、外部資金の人件費の高騰、水道光熱費の高騰によるものである。これらは一時的なものであり翌年からは支出超過にはなっていない。		
観点 4－1－② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■ 策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01 運営会議規則	第2条（2）	
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-02 予算編成・配分の基本方針	令和2年5月12日 第2回運営会議－資料11	
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01 予算編成・配分の基本方針の周知	令和2年5月12日第2回運営会議資料－審議事項	
	資料4-1-2-(1)-02 予算編成・配分の基本方針		再掲
		運営会議の構成員は各学科長であるので、各学科長から学科ごとに全教員へ周知している。また、運営会議資料は学内サーバーを通して全教員が閲覧できるシステムとなっているため、収支に係る方針や計画などは全教員に明示している。	

観点4－1－③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。			
【留意点】			
○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。			
○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。			
○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。			
関係法令 （設）第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
	資料4-1-3-(1)-01 予算配分実績		
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料4-1-3-(1)-02 戦略推進経費（校長裁量経費）配分一覧		
	◇予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01 運営会議規則	第2条（2）	再掲
	資料4-1-2-(2)-01 予算編成・配分の基本方針の周知		再掲
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	資料4-1-3-(1)-03 R2年度第2回運営会議議事要旨		
	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）		
	資料4-1-3-(1)-04 キャンパスマスタープラン		

(2) 資源配分が、4－1－②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。		
	資料4-1-2-(1)-02 予算編成・配分の基本方針		再掲
	資料4-1-3-(1)-01 予算配分実績		再掲
	資料4-1-3-(1)-03 R2年度第2回運営会議議事要旨		再掲
	高専機構の当初予算配分(通知)を受け、学内の予算編成・配分の基本方針に基づき予算配分案を策定する。策定された予算配分案を企画会、運営会議で審議し、承認を得た後に学内へ通知しており、収支に係る方針・計画と整合性を有している。		
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01 予算編成・配分の基本方針の周知		再掲
		運営会議の構成員は各学科長であるので、各学科長から学科ごとに全教員へ周知している。また、運営会議資料は学内サーバーを通して全教員が閲覧できるシステムとなっているため、収支に係る方針や計画などは全教員に明示している。	

観点4－1－④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。			
【留意点】			
○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。			
○ 会計監査の実施状況についても分析すること。			
関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。	◇作成・公表状況がわかる資料		
	■ 作成・公表している	資料4-1-4-(1)-01 財務諸表公表サイト	https://www.kosen-k.go.jp/about/release/index.html#joho_kokai
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）		
	■ 実施している	資料4-1-4-(2)-01 会計監査実施規則	
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-02 茨城高専との相互会計監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-03 高専相互会計内部監査報告書	平成30年度は実施せず	
4－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			

評価の視点			
4－2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。			
観点4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。			
【留意点】 ○ 観点2－1－③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点2－1－③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。			
関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第3条の3、第10条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-1-(1)-01 事務部組織及び事務分掌規則		
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）		
	資料4-2-1-(2)-01 組織図		
	資料4-2-1-(2)-02 企画会規則		
	資料4-1-2-(1)-01 運営会議規則		再掲
	資料4-2-1-(2)-03 教員会議規則		

(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料		
	資料4-2-1-(3)-01 福島工業高等専門学校学則	第8条，第9条	
	資料4-2-1-(3)-02 福島工業高等専門学校組織規則	第2条，第3条，第4条，第5条	
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-1-(1)-01 事務部組織及び事務分掌規則		再掲
	資料4-2-1-(2)-01 組織図		再掲
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規程等、教員と事務職員が構成員として構成されている合議体がわかる資料		
	資料4-2-1-(2)-02 企画会規則	第3条	再掲
	資料4-1-2-(1)-01 運営会議規則	第3条	再掲
	資料4-2-1-(2)-03 教員会議規則	第3条	再掲
	資料4-2-1-(5)-01 教務委員会規則	第3条	
	資料4-2-1-(5)-02 学生委員会規則	第3条	
	資料4-2-1-(5)-03 寮務委員会規則	第3条	
	資料4-2-1-(5)-04 入試委員会規則	第3条	
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事録等。）		
	資料4-2-1-(6)-01 各種委員会実施日一覧		

観点4－2－② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(1)-01 リスク管理室規則		
	資料4-2-2-(1)-02 防火管理規則		
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■ 整備している	◇危機管理マニュアル等の資料		
	資料4-2-2-(2)-01 危機管理マニュアル		
	資料4-2-2-(2)-02 福島高専リスクアセスメント実施要項		
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■ 行っている	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(3)-01 防災訓練実施要項		
	資料4-2-2-(3)-02 リスク管理会議議事録		
	資料4-2-2-(3)-03 低学年棟の避難訓練の概要		

観点4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

【留意点】

○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるかなどについて、分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ■ 行っている	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料		
	資料4-2-3-(1)-01 福島工業高等専門学校研究推進ワーキンググループ設置要項		
	資料4-2-3-(1)-02 科研費の申請に関する取組み		
	資料4-2-3-(1)-03 高専機構科研費説明会		
	資料4-2-3-(1)-04 科研費受け入れ状況		
	資料4-2-3-(1)-05 寄付金の実績一覧		
	資料4-2-3-(1)-06 受託研究の実績一覧		
	資料4-2-3-(1)-07 受託事業の実績一覧		
	資料4-2-3-(1)-08 助成金の実績一覧		
	資料4-2-3-(1)-09 補助金の実績一覧		
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。 ■ 整備されている	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
	資料4-2-3-(2)-01 公的研究費等の取扱いに関する規則		

観点4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。

○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。

○ 財務的資源については、観点4-2-③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。

○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。）

・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。）

・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料

・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料

・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料

・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■ 活用している	◇活用状況がわかる資料		
	資料4-2-4-(1)-01 現場見学記録		
	資料4-2-4-(1)-02 本科インターンシップ実習学生一覧		
	資料4-2-4-(1)-03 非常勤講師で実務経験者が授業を行っている科目一覧		
	資料4-2-4-(1)-04 企業との共同研究一		
	資料4-2-4-(1)-05 協力会名簿		
	資料4-2-4-(1)-06 連携協定等締結先一覧		

72 ページ

基準4

観点 4－2－⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

- 【留意点】
- ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点 2－4－③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。
- SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをい

関係法令（設）第10条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。 ■ 実施している	◇規程等の資料		
	資料4-2-5-(1)-01 高専機構教職員の研修に関する規則		
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料4-2-5-(1)-02 教職員研修一覧表		
	資料4-2-5-(1)-03 教員管理職研修実績		

4－2 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

特になし			

評価の視点			
4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。			
観点4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。			
【留意点】			
○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。			
関係法令 （施）第165条の2、（施）第172条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（複数チェック■可）	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
	資料4-3-1-(1)-01 学校要覧	2頁	
	◇【様式2－5】ウェブサイト掲載項目チェック表		
4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			

基準 4

優れた点			
本校では外部資金の獲得のため「福島イノベーション・コースト構想を支える人材育成プログラム」，「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」，「廃炉人材事業」，「原子力規制人材事業」等多くのプログラムに参加している。また，科研費の申請数が弱点であったが，今年度より申請に際して校長裁量経費からの予算配分を行い申請状況が改善してきている。これらの努力により，外部資金の獲得状況は高専内でトップであり，本校の財務基盤は盤石である。			
	資料4-3-特-01 H27廃止措置研究・人材育成等強化プログラム 選考結果	競争的資金を戦略的かつ積極的に獲得している。	
	資料4-3-特-02 H27廃止措置研究・人材育成等強化プログラム 募集要項		
	資料4-3-特-03 原子力規制人材育成事業 公募要領		
	資料4-3-特-04 H28原子力規制人材育成事業 選考結果		
	資料4-3-特-05 H30国際原子力人材育成イニシアティブ事業 公募要領		
	資料4-3-特-06 H30国際原子力人材育成イニシアティブ事業 選考結果		
	資料4-3-特-07 H30除去土壌等の減容等技術実証事業 選考結果		
	資料4-3-特-08 H30除去土壌等の減容等技術実証事業 公募要領		
	資料4-3-特-09 令和元年度産学官連携活動状況実績報告		
改善を要する点			
特になし			

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点			
5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。			
観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。			
【留意点】			
○ 観点 1－2－②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。			
関係法令 （設）第15条、第16条、第17条、第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ■ 配置している	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01 本科教育課程表		
	資料5-1-1-(1)-02 本科課程のカリキュラム・ポリシー		
		必修科目・選択科目を適切に設定し，5年一貫の体系的な教育課程を資料5-1-1-(1)-01の通り編成している。また「低学年次においては一般科目を多く配置し学年の進行に伴い専門科目を多く配置する」いわゆる「くさび形の教育課程」となっている。これらは，カリキュラム・ポリシー資料5-1-1-(1)-02に記載された方針に従っている。よって，教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて，適切な授業科目を体系的に配置していると判断する。	
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ■ 配慮している	◇配慮していることがわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01 本科教育課程表	p.1	再掲
	資料5-1-1-(2)-01 一般科目の特徴（学校要覧）		
	資料5-1-1-(2)-02 一般科目と専門科目の単位比率		
		資料5-1-1-(1)-01（再掲）のp.1にみられるように，一般科目は低学年次において特に多くの科目が配置されている。また，高学年においても「日本語表現法」「法学基礎」「産業経済史」等の選択科目を配置しており，一般教育科目を多数開設してしている。また，一般科目教育の密度と効率を高めるため，資料5-1-1-(2)-01のような実験設備や語学実習システムなどを整備し，これを利用している。また，単位数から見た一般教育の導入割合は資料5-1-1-(2)-02の様に適切な範囲内にある。これらのことから，一般教育の充実に配慮していると判断できる。	

(3) 進級に関する規程を整備しているか。 ■ 整備している	◇進級に関する規程の整備状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01 福島工業高等専門学校試験及び成績評価に関する規則	第5章第15条	
(4) 1 年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■ 確保している	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(4)-01 授業日一覧		
	資料5-1-1-(4)-02 福島工業高等専門学校学則	第4章第12条	
(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■ 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(4)-02 福島工業高等専門学校学則	第4章第13条7	再掲
	資料5-1-1-(5)-02 特別活動の実施回数		
	資料5-1-1-(4)-01 授業日一覧		再掲
	資料5-1-1-(5)-03 特別活動の年間実施報告書の例		

観点5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。			
【留意点】 ○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。			
関係法令 （設）第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（複数チェック■可）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
■ 他学科の授業科目の履修を認定 ■ インターンシップによる単位認定 ■ 専攻科課程教育との連携 ■ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成 ■ 資格取得に関する教育 ■ 他の高等教育機関との単位互換制度 ■ 個別の授業科目内での工夫 ■ 最先端の技術に関する教育 □ その他	資料5-1-1-(1)-01 本科教育課程表	pp.3-4	再掲
	資料5-1-2-(1)-01 シラバス例（機械システム工学科5年 シーケンス制御）		
		【他学科の授業科目の履修を認定】資料5-1-1-(1)-01（再掲）のpp.3-4備考欄に他学科連携科目の記述があり、これは他学科と共通の授業科目の履修を可能としていることを表している。例として資料5-1-2-(1)-01に機械システム工学科と電気電子システム工学科との連携科目（シーケンス制御）のシラバスを挙げた。このような状況から、他学科の授業科目の履修を認定しているものといえる。一方、他学科連携科目の定義や運営方針は、現状で連携学科間で協議することとなっている。現状で運用上に支障はなく、現状では制度化の必要はない。今後運用上の必要性が生じた際には、統一的な規定を制定する。	
	資料5-1-2-(1)-02 インターンシップによる単位認定		
	資料5-1-2-(1)-03 シラバス例（機械システム工学科4年 校外実習）		
		【インターンシップによる単位認定】資料5-1-2-(1)-02の赤囲み内の科目「校外実習」等はインターンシップによって単位が認定される科目であり、本校においてインターンシップによる単位認定がなされているといえる。その内容については、シラバス例資料5-1-2-(1)-03の通りである。	
	資料5-1-1-(1)-01 本科教育課程表	pp.3-7	再掲
	資料5-1-2-(1)-04 専攻科教育課程表	pp.2-4	
	資料5-1-2-(1)-05 授業科目の系統図（本科から専攻科）		

	【専攻科課程教育との連携】資料5-1-1-(1)-01（再掲）の本科専門科目の授業科目一覧において、様々な一般科目，専門科目が開設されている。これが基礎となり，さらに資料5-1-2-(1)-04専攻科においては，これらと連携し発展した科目が開設されている。その連携の状況については資料5-1-2-(1)-05に示す授業科目の系統図によって確認できる。この系統図は各学科と対応する専攻科コース毎，また対応するディプロマポリシー毎に作成されており，全学科全DPにおいて本科教育課程と専攻科課程教育との連携がもたれているといえる。	
資料5-1-1-(1)-01 本科教育課程表	pp.1-2	再掲
資料5-1-2-(1)-06 シラバス例（都市システム工学科1年 英会話Ⅰ）		
	【外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成】資料5-1-1-(1)-01（再掲）のpp.1-2より，英語および英会話に関する科目が多数配置されていることが見てとれ，外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成に配慮していることが判る。例えば資料5-1-2-(1)-06の様に，ネイティブスピーカーによる英会話の授業などが実施されている。	
資料5-1-2-(1)-07 シラバス例（5年 防災学シラバス）		
資料5-1-2-(1)-08 防災士資格の受検状況		
資料5-1-2-(1)-09 シラバス例（電気電子システム工学科1年 電気回路基礎・実習シラバス）		
資料5-1-1-(1)-01 本科教育課程表	p.4	再掲
	【資格取得に関する教育】また，全学科に共通する選択科目である『防災学』の授業内において，防災士資格の教本を教科書に採用して，教育を行っていることが資料5-1-2-(1)-07に確認できる。この講義は日本防災士機構による防災士研修講座の認定を受けており，この教育を受けた学生が，資料5-1-2-(1)-08に示すように防災士資格を受検し，合格している。このほか，電気電子システム工学科において資料5-1-2-(1)-09に示すように電気工事士資格に関する教育が行われている。これらから，資格取得に関する教育が行われているものといえる。このほか，入学者全員に配布される学生便覧内に，資料5-1-1-(1)-01（再掲）のp.4の様に電気主任技術者資格取得のための科目が明示されている。	

	資料5-1-2-(1)-10 福島高専以外の教育施設等における特別学修に関する内規	第2条，第3条，第4条	
	資料5-1-1-(4)-02 福島工業高等専門学校学則	第13条	再掲
		【他の高等教育機関との単位互換制度】資料5-1-2-(1)-10福島高専以外の教育施設等における特別学修に関する内規より，他機関との単位互換制度が整備されていることが判る。資料5-1-2-(1)-11福島高専学則に基づきこのときの修得単位数は30単位を超えないものとされており，このうち上述内規第3条第3号に定める「資格等の合格によって認定できる単位数」については10単位を超えないものと定められている。これは，多様な学びを推奨し，学生の特別学修による単位取得を「資格等の合格」に依るもののみに極端に偏らせず，スクーリングを大切にするための制度的措置である。	
	資料5-1-2-(1)-12 電子回路ワークノート等		
	資料5-1-2-(1)-13_キャッチボールシート(非公表)_		
		【個別の授業科目内での工夫】資料5-1-2-(1)-12に「電子回路Ⅰ」「電気工学基礎」「環境工学」等の科目において使用されている，電気電子システム工学科教員による自作ワークノートを示す。また，資料5-1-2-(1)-13に都市システム工学科教員が授業での個別学生とのやり取りに活用している「キャッチボールシート」の例を示す。この様に，教員個々が個別の学生のニーズに応え，理解を深めるための教材の工夫が行われている。	
	資料5-1-2-(1)-14 最先端の技術に関する教育		
	資料5-1-2-(1)-15 シラバス例（化学・バイオ工学科3年 廃炉ロボット概論）		
		【最先端の技術に関する教育】資料5-1-2-(1)-14の赤囲み内の科目は，カリキュラム内の復興人材育成特別科目および原子力規制人材育成のための科目であり，廃炉ロボット概論や廃炉工学，防災学等，最先端の技術に関する教育がなされている。例として資料5-1-2-(1)-15に，原子炉の廃炉技術に用いられる最新のロボット技術について学ぶ授業科目「廃炉ロボット概論」のシラバスを示した。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
■ 適切に取り扱っている	資料5-1-2-(1)-10 福島高専以外の教育施設等における特別学修に関する内規		再掲
		単位互換制度により他の高等教育機関における取得単位が認定されるとともに，その取扱いに関して資料5-1-2-(1)-10（再掲）の様に内規が制定されており，法令に従いながら適切に取り扱われている。	

観点5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

【留意点】

○ 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。

○ 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。

○ 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。

(注) PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等）		
	資料5-1-3-(1)-01 本科教育課程表（ミニ研究）		
	資料5-1-3-(1)-02 アクティブラーニング推進委員会規則		
	資料5-1-3-(1)-03 本科教育課程表（創作系実習）		
		創造力をはぐくむ教育方法の工夫として、資料5-1-3-(1)-01のようにPBL型授業「ミニ研究」を本科2年生の必修科目として設定し、資料5-1-3-(1)-02のようにアクティブラーニング推進委員会が主として運営にあたっている。指導教員のもと、少人数グループで探究活動，研究活動に取り組ませることで，学生の創造性を育んでいる。また，資料5-1-3-(1)-03のように工学系学科において，「創作演習」「創造実験実習」等，学生がオリジナル作品の創造に取り組む実習系必修科目を設定し，履修を通じて学生の創造力を育めるよう工夫されている。	
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(1)-04 シラバス例（2年 ミニ研究）		
	資料5-1-3-(1)-05 ミニ研究の概要		
	資料5-1-3-(1)-06 ミニ研究による創造性涵養		
	資料5-1-3-(1)-07 ミニ研究発表会の様子		
	資料5-1-3-(1)-08 シラバス例（機械システム工学科4年 創作演習）		
	資料5-1-3-(1)-09 活動風景（小学校での活動）		

81 ページ

基準5

	資料5-1-3-(1)-04のシラバスに従い、資料5-1-3-(1)-05の様にPBL型授業「ミニ研究」を本科2年生で実施している。ミニ研究では、各教員に配属された学生の小人数グループが、設定したテーマに基づいて学生が研究し、自分で調べる・考える・文章にまとめる・報告する・人前で発表するという過程を経験する。研究テーマは教員が自身の専門分野に関連したもの等を提示し、学生はそこから自分の所属する学科にとらわれずに、自身の興味や問題意識に基づいてテーマを選択して半年間の研究に取り組む。これらの活動を通じて個々の能力を高めるとともに学生の創造性を涵養する。仔細は資料5-1-3-(1)-06およびに確認できる。ミニ研究の総まとめとして、学生の成果や取り組みの発表の場としてミニ研究ポスター発表会を毎年実施している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和元年度はポスター展示形式、令和2年度はオンラインでのポスター提示形式となり、発表会を実施できなかったが関連資料を資料5-1-3-(1)-07に示した。ミニ研究のテーマは小学校への出前授業に関するものもあり、学生は近所の小学校に出向いて手前授業を行なった（資料5-1-3-(1)-09）。また、工学系学科において学生がオリジナル作品の創造に取り組む実習系必修科目を設定しており、例えば資料5-1-3-(1)-08のシラバスの下で実施される機械システム工学科の必修科目「創作演習」では、オリジナル回路の企画、設計と製作に取り組み、学生の創造性涵養に寄与している。	
◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
資料5-1-3-(1)-10_廃炉創造ロボコン最優秀賞(非公表)	出典「福島民友ニュース 2021年01月25日」	
資料5-1-3-(1)-11_高専ロボットコンテスト2020全国大会デザイン賞		
資料5-1-3-(1)-05_ミニ研究の概要		再掲
資料5-1-3-(1)-12_関東磐越地区化学技術フォーラム優秀発表賞		
※オリジナル作品の創造に取り組むような、学生の創造力を高める教育方法の工夫を行うことで、モノづくりのオリジナリティや研究上の創造力を発揮され、幾つかの成果があげられている。例えば、資料5-1-3-(1)-10や資料5-1-3-(1)-11にみられるように、全国規模のモノづくり系コンテストでは本校学生が入賞している。また、資料5-1-3-(1)-05（再掲）のミニ研究に取り組んだ低学年の学生が、資料5-1-3-(1)-12のような地域規模での研究発表会において、優秀発表賞を得ている。これらの結果は、創造性教育の成果の一部といえる。		

(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの中での具体的な工夫内容等。）		
	資料5-1-3-(2)-01 校外実習実施要項		
	資料5-1-2-(1)-03 シラバス例（機械システム工学科4年 校外実習）		再掲
		※企業や大学，公的機関等でのインターンシップを通じて学生の実践力を育む教育を推進している。また，学生は実習の成果を本校所定の様式に従い報告書としてまとめ，夏季休業明けに行われる報告会でプレゼンテーションするよう資料5-1-3-(2)-01実施要項や資料5-1-2-(1)-03(再掲)シラバスに規定されている。このように，インターンシップを単なる企業での実習にとどまらず，報告や発表を課し，学校として学生に実践力を定着させる工夫を行っている。これらより，実践力を育む教育方法の工夫を行っているといえる。	
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(2)-02 インターンシップ事前指導会資料		
	資料5-1-3-(2)-03_（本科）インターンシップ実習学生一覧(非公表)		
	資料5-1-3-(2)-04_インターンシップ報告集(非公表)		
		※インターンシップに学生が参加するにあたって資料5-1-3-(2)-02の様に事前指導会を実施している。企業や地方自治体，大学や研究所等の協力により，資料5-1-3-(2)-03の一覧に示された様な実習先での実習を行っている（新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2年度の実施は制限を受けたため，資料はそれ以前のものを示した）。その実施内容，成果等は学生の手によって報告書等にまとめられる。インターンシップ報告書の例は資料5-1-3-(2)-04の通りである。	

	◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料5-1-3-(1)-10_廃炉創造ロボコン最優秀賞(非公表)	出典「福島民友ニュース 2021年01月25日」	再掲
	資料5-1-3-(2)-05 土木学会全国大会第75回年次学術講演会優秀論文賞		
	資料5-1-3-(2)-06 A I ・データサイエンスシンポジウム奨励賞		
	資料5-1-3-(2)-07 四大コンテストへの参加（学校だより）		
	※学生の実践力を高める教育方法の工夫を行うことで醸成された，工学的な要請や社会的な要請に対応する能力がモノづくりや研究面で発揮され，幾つかの成果があげられている。例として，資料5-1-3-(1)-10（再掲）事故後の原子力発電所の廃炉に対応するロボットの作製に取り組むコンテスト入賞，資料5-1-3-(2)-05全国規模の学会での優秀論文賞の受賞，資料5-1-3-(2)-06社会インフラの保全にAI技術を活用することによって得た研究成果でシンポジウムの奨励賞を受賞するなどの結果が挙げられる。また毎年，資料5-1-3-(2)-07高専の四大コンテスト（ロボットコンテスト，プログラミングコンテスト，デザインコンペティション，スピーチコンテスト）に出場している。これらの結果は，実践力を育む教育の成果の一部といえる。資料5-1-3-(2)-07の四大コンテストの資料については，令和2年度においては新型コロナウイルス感染拡大防止のためにコンテストが通常と異なる形態で実施されているため，以前の資料を掲載している。		
5－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
・立地県である福島県の特殊事情を背景に，廃炉に関する基盤研究を通じた教育プログラム（廃炉創造学修プログラム）を実施して，原子力発電所廃止措置の分野に明るい学生を育む高度な実践的教育を実施している(資料5-1-特-01)。 ・同様に，広く原子力安全及び原子力規制に必要な知見を有する人材や，国際的なエネルギー問題解決に貢献できる国際的人材を育成するための原子力規制人材育成事業ならびに国際原子力人材育成事業を実施し，研修等を通じて学生の育成にあっている(資料5-1-特-02および資料5-1-特-03)。			
	資料5-1-特-01 廃炉人材育成事業		
	資料5-1-特-02 原子力規制人材の育成		
	資料5-1-特-03 国際原子力人材育成事業		

評価の視点			
5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。			
観点5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らし、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01 本科教育課程表		再掲
	資料5-2-1-(1)-01 授業形態の単位数比率		
	資料5-1-1-(1)-02 本科課程のカリキュラム・ポリシー		再掲
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	※資料5-2-1-(1)-02カリキュラムポリシーに定められた「基本的な知識・技能の習得」「それらを応用した思考、判断する能力の習得」させる教育課程編成方針や、「モノづくり、校外手の体験、問題解決能力等の養成等に関する科目を開設」するとした方針に基づき、各学科のカリキュラム資料5-1-1-(1)-01（再掲）に「講義、演習、実験、実習等」の各種科目が適切に配置されている。資料5-2-1-(1)-01授業形態ごとの単位数の比率は講義が60～72%,演習10～20%, 実験・実習21～28%の範囲にある。演習科目や実験・実習科目を配置することによって、授業形態が座学に大きく偏ることなく適切な授業形態バランスがとれているといえる。		

(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可） ■ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 ■ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用 ■ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ■ 一般科目と専門科目との連携 □ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料5-2-1-(2)-01 教材の工夫の例	出典「福島工業高等専門学校研究紀要第59号pp.91-95」	
	資料5-1-2-(1)-12 電子回路ワークノート等		再掲
		※各教科や各学科において教材の工夫が行われている。また、その工夫については各種学会や論文に発表されている。例として資料5-2-1-(2)-01に本校紀要に掲載された論文を示した。また、このほかにも資料5-1-2-(1)-12(再掲)の教員自作のワークノート、資料5-1-2-(1)-13(再掲)の学生との個別のやり取りに活用されるキャッチボールシートなど、様々な教材の工夫が行われている。	
	資料5-2-1-(2)-02 3年化学・バイオ工学基礎実験Iテキスト		
		※資料5-2-1-(2)-02に示すように、例えば化学・バイオ工学科3年の化学・バイオ工学基礎実験Iにおいて、2～3名の少人数班×3グループ×6ユニットといった少人数班での実習教育を実施している。また、この実習では教職員数も3グループあたりに教員1名、技術職員1名の体制をとっており、手厚い実習教育を行っている。このほか、多くの実験実習科目で少人数教育が導入され、実施されている。	
	資料5-2-1-(2)-03 シラバス例（都市システム工学科4年 環境安全学・演習）		
		※全学科に共通する選択科目である環境安全学・演習の授業は、環境における安全性について種々の活動を通じて学ぶ授業である。例えば地域の重要な課題である「除染発生土壌」を主題におき、フィールド型、対話・討論型授業を複合した形式で進められる。その状況については資料5-2-1-(2)-03で確認できる。	
	資料5-2-1-(2)-04 福島高専情報処理教育センター		
	資料5-2-1-(2)-05 福島高専情報処理教育センターの利用状況		
	資料5-2-1-(2)-06 シラバス例（電気電子システム工学科3年 情報工学II）		
	資料5-2-1-(2)-01 教材の工夫の例	出典「福島工業高等専門学校研究紀要第59号pp.91-95」	再掲
		※情報処理学習センター資料5-2-1-(2)-04にはサーバやPC等の情報機器が整備され、これを活用した教育が平素より実践されている。資料5-2-1-(2)-05の様に、同センターは様々な授業で利用されており、その利用率はほぼ全校時にわたっている。各授業においては、センター設置の情報機器が活用されており、資料5-2-1-(2)-06の科目はその一例である。このほか、資料5-2-1-(2)-01（再掲）を例とした様々な授業内の学習指導において情報機器が活用されている。これらの状況から、情報機器を活用した指導上の工夫がなされているといえる。	

資料5-2-1-(2)-07 福島工業高等専門学校学生学習支援センター規則		
資料5-2-1-(2)-08 令和2年度学生学習支援センターの活動		
資料5-2-1-(2)-09 令和2年度学生学習支援センター運営委員会議録要旨（抜粋）		
	※学生学習支援センター 資料5-2-1-(2)-07 を設置し、基礎学力不足の学生に対する支援体制を整備している。 資料5-2-1-(2)-08 の様に学生学習支援センターは学習指導体制を構築し、また実際に学習指導を実施している。これと併せて、 資料5-2-1-(2)-09 の様に学生の学力把握や学習習慣の把握にも努めている。このことから、本校では基礎学力不足の学生に対する配慮が行われているといえる。	
資料5-2-1-(2)-10 一般科目と専門科目との連携		
資料5-2-1-(2)-11 一般科目教員一覧		
資料5-2-1-(2)-12_都市システム工学科会議録(非公表)		
資料5-2-1-(2)-13 2019年度FD活動関係年間計画		
	※専門科目の一部について、 資料5-2-1-(2)-10 の様にその分野に対する見識を有する一般科教員が担当するなど、一般科目と専門科目との教育指導上の連携が行われている。例えば、 資料5-2-1-(2)-11 の機械システム工学科の専門科目・応用物理Ⅰを一般教科の担当教員が教授している。また、 資料5-2-1-(2)-12 の様に一般教科と専門学科との連絡を密とするため、専門学科の会議に対して関連する一般教科教員が適時参加し、情報交換と教育連携を進めている。さらには、 資料5-2-1-(2)-13 の様に、FD制度として学科・教科間の連携を図るための学科・教科間ネットワーク会議を開催することを可能としている。なお、 資料5-2-1-(2)-13 は一昨年度（令和元年度）のものであるが、令和2年度のは新型コロナウイルス感染症対策等のため定常年と異なるため過去の資料を掲載している。	
◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点 5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条、第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（複数チェック■可） ■ 授業科目名 ■ 単位数 ■ 授業形態 ■ 対象学年 ■ 担当教員名 ■ 教育目標等との関係 ■ 達成目標 ■ 教育方法 ■ 教育内容（1 授業時間ごとに記載） ■ 成績評価方法・基準 ■ 事前に行う準備学習 ■ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示 ■ 教科書・参考文献 ■ その他	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料		
	資料5-2-2-(1)-01 シラバス例（都市システム工学科4年 コンクリート構造工学）		
	資料5-1-1-(1)-02 本科課程のカリキュラム・ポリシー	編成方針(3)	再掲
	資料5-2-2-(1)-03_Webシラバス入力マニュアル(教員編)(非公表)		
	資料5-2-2-(1)-04 シラバスへの記載について（メール依頼文：教務主事）		
		※資料5-2-2-(1)-01の様に、シラバスが作成され、公開されている。福島高専ディプロマポリシー資料5-2-2-(1)-02に記述された方針「科目配置や科目ごとの授業内容や授業計画を設計しシラバスに記載し、シラバスにしたがい教育を実践する」に従い、シラバスが作成されている。また、シラバスは資料5-2-2-(1)-03の通り入力の指示のあった『国立高等専門学校Webシラバスシステム』に設定された統一したフォーマットに入力し、作成されている。このフォーマットは全国高専で統一のものである。シラバス例資料5-2-2-(1)-01には、左記チェック項目がいずれも記述されていることが確認できる。また、シラバスに記載すべき事項については資料5-2-2-(1)-04の様に全教員に対して適時周知され、シラバス記載内容の共通化が図られている。	
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。		
シラバスには、(1)の他、週あたりの時間数、開設期、対象クラス（学科）、到達レベルの目安を記述している。			

(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ■ 改善を行っている	◇活用状況がわかる資料		
	資料5-2-2-(2)-01 学生アンケート（シラバスの活用 入学時）		
	資料5-2-2-(2)-02 学生アンケート（シラバスの活用 卒業時）		
	資料5-2-2-(2)-03 教職員アンケート（教員のシラバス活用）		
	資料5-2-1-(2)-13 2019年度FD活動関係年間計画		再掲
	資料5-2-2-(2)-05 令和元年度授業改善計画・報告書の作成・提出について		
	資料5-2-2-(2)-06 授業改善計画・結果報告書様式		
	◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。		
	資料5-2-2-(2)-07 令和3年度第4回教務委員会議事録		
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。 ■ 確保している	※入学直後に行ったアンケートの結果資料5-2-2-(2)-01と卒業時・修了時に行ったアンケート資料5-2-2-(2)-02の双方の結果から、学生は教員から説明を受け、シラバスを活用していたことが把握できた。また、教職員についても資料5-2-2-(2)-03のようにアンケートが実施されている。これらのことから、教員及び学生のシラバスの活用状況は把握されているといえる。 また、教員は初回授業時、学生に対してシラバスを配布し授業についての説明を行うよう勧奨されている。その成果は、資料5-2-2-(2)-03からも明白で、教職員アンケート結果で「授業のスタートアップ時にシラバスを用いて授業内容を説明している」としたものがほとんどを占めている。 シラバス自体の改善については授業改善の一環として行われており、また、学科・教科グループ単位で資料5-2-2-(2)-04のスケジュールで実施される学科・教科内FD会議において、シラバスの妥当性について確認が行われ、それに基づいてシラバスが作成されている。このことから、把握した状況を基に改善を行っているといえる。個別の取り組みとして改善がなされた場合は資料5-2-2-(2)-05および資料5-2-2-(2)-06にみられる授業改善計画・報告書の形で教員から提出、報告がなされ仕組みが作られている。 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握した上での活用状況改善については、資料5-2-2-(2)-07の様に教務委員会で議論し、改善に努めている。		
	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）		
	資料5-1-1-(4)-02 福島工業高等専門学校学則	第4章第13条3	再掲
	資料5-1-1-(4)-01 授業日一覧		再掲

(4) (3)の30単位時間授業では、 1 単位時間を50分としているか。 ■ 1 単位時間 = 50分で規定、45分で運用	◆ 1 単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料5-2-2-(4)-01 授業時間割（1単位時間が50分規定）	時間割の時間区分を示します。	
	※資料5-2-2-(4)-01の様に、本校では1単位時間で実施する授業については50分、2単位時間（連続）で実施する授業については、90分で実施している。2単位時間が連続した授業を実施することによって、授業開始時の導入、出欠確認、課題の回収及び出題、予習の確認、復習およびまとめが効率的になるため、不足分を十分に補って講義ができています。一方、1単位時間で実施する授業については、上述の理由から1単位時間を50分として運用し、この時間枠内で授業開始時の導入、出欠確認、課題の回収及び出題、復習およびまとめ等を行っている。		
(5) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1 単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。 ■ 明示している	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(4)-02 福島工業高等専門学校学則	第4章第13条4	再掲
		※入学者全員に配布される学生便覧内に、 資料5-2-2-(5)-01 の第4章第13条4の様に1単位の履修時間が45時間であることが明示されている。	

(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。 (複数チェック■可) ■ 授業外学習の必要性の周知 ■ 事前学習の徹底 ■ 事後展開学習の徹底 ■ 授業外学習の時間の把握 ☐ その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料		
	資料5-2-2-(6)-01 自学自習の必要性の周知（シラバスに自学自習を明記）		
	資料5-2-2-(6)-02 復習の徹底（自学自習課題の提出）		
	資料5-2-2-(6)-03 教職員アンケート（自学時間の把握）		
	資料5-2-2-(1)-04 シラバスへの記載について（メール依頼文：教務主事）		再掲
	資料5-2-2-(6)-04 成績エビデンス確認例		
	資料5-2-2-(6)-05 成績評価の適切性の確認		
	資料5-2-2-(6)-06 第2回評価改善委員会議事要旨	※自学自習の必要性については、 資料5-2-2-(1)-04（再掲） の様にシラバスに記載するよう全教員に通知されており、 資料5-2-2-(6)-01 の様に記載されている。このシラバスによって、学生に授業外学習の必要性が周知されるとともに、 資料5-2-2-(6)-02 の様に自身で行った復習内容の自学自習課題を提出させるなど履修時間の実質化，事前学習・事後展開学習の徹底，授業外学習の時間の把握を図っている。また，その実施状況は 資料5-2-2-(6)-03 の様に教職員アンケートによって確認されている。 学校としてこの履修時間の実質化を図るため，本校では全科目の成績エビデンス（授業外に行った自学自習課題を含む）の提出状況を， 資料5-2-2-(6)-04 の様に自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部会が確認している。また，その内容の適切性についても 資料5-2-2-(6)-05 の様に常勤教員1名につき1科目，非常勤教員については各学科代表3名について各1科目について抽出検査している。さらに，これらの結果については資料5-2-2-(6)-06に示すように評価改善委員会で改善点について検討している（履修時間の実質化についての確認は行なっているが，特に問題がなかったため議事要旨では触れていない）。この様な作業が年度毎に定期的に行われていることから，学校として履修時間の実質化を図っているものといえる。	
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

5－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

特になし			

評価の視点			
5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料5-1-1-(3)-01 福島工業高等専門学校試験及び成績評価に関する規則	第4章	再掲
		※カリキュラムポリシーに基づいて「試験及び成績評価に関する規則」が策定され、第4章に定められている。	
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料5-3-1-(2)-01 令和2年度第17回教員会議議事要旨		
		※成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を教員会議を通じて実施している。	

(3) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料5-3-1-(3)-01 学生アンケート（学修単位の自学自習の評価）	項目11	
	資料5-2-2-(6)-03 教職員アンケート（自学時間の把握）		再掲
	資料5-2-2-(6)-04 成績エビデンス確認例		再掲
	資料5-2-2-(6)-05 成績評価の適切性の確認		再掲
	資料5-2-2-(6)-06 第2回評価改善委員会議事要旨	※授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握するため、 資料5-3-1-(3)-01 の様に学生に対する卒業時アンケートを実施し、適正に行われていることを確認している。また、実施状況は 資料5-2-2-(6)-03（再掲） の様に教職員アンケートによっても確認されている。さらに本校では全科目の成績エビデンス（授業外に行った自学自習課題を含む）の提出状況を、 資料5-2-2-(6)-04（再掲） の様に自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部会が確認している。また、その内容の適切性や評価への反映状況についても 資料5-2-2-(6)-05（再掲） の様に常勤教員1名につき1科目、非常勤教員については各学科代表3名について各1科目について抽出検査している。さらに、これらの結果については資料5-2-2-(6)-06に示すように評価改善委員会で改善点について検討している（履修時間の実質化についての確認は行なっているが、特に問題がなかったため議事要旨では触れていない）。また、資料5-2-2-(6)-07に示すように成績エビデンスの提出状況を運営会議で報告し提出状況の改善を図ると共に、授業時間外の学修についての評価をシラバス通りに行なっていることを部会が確認していることをアピールし、適切に評価する方向に導いている。以上より、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているといえる。	再掲
	資料5-2-2-(6)-07 令和元年度第5回運営会議議事要旨		
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-1-(4)-01 学生便覧（成績評価、単位認定基準の周知）	出典「令和2年度 学生便覧 pp.29-30」第4章	
		※入学者全員に配布される学生便覧内に 資料5-3-1-(4)-01 の様に明示され、周知されている。	
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料5-3-1-(5)-01 学生アンケート（成績評価、単位認定の周知）	項目7	
		※ 成績評価や単位認定に関する基準について、学生の認知状況を学校として把握するため、学生に対する卒業時アンケート 資料5-3-1-(5)-01 を実施し、周知されていることを確認している。	

(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01 福島工業高等専門学校試験及び成績評価に関する規則	第7条，第8条，第9条	再掲
		※追試，再試の成績評価方法は資料5-3-1-(6)-01の様に規則として定められており，100点法で評価される。学生にも周知されている。	
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(7)-01 シラバス例（都市システム工学科4年 コンクリート構造工学）	第16週	
	資料5-3-1-(7)-02 学生アンケート（評価の疑義）	項目11	
	資料5-3-1-(7)-03 2021年度第4回教務委員会議事要旨	※成績評価結果に関して，学生が自己の評価を確認する機会を，資料5-3-1-(7)-02試験返却時に設けている（試験返却時期については 資料5-3-1-(7)-01 に確認できる）。評価に疑義等があれば意見の申し立てが可能である。このほか，学生のからの意見申し立ての機会があるか確認するため，アンケート 資料5-3-1-(7)-02 を実施し，学生が意見申し立てをする場合の経路が複数確保されていることを確認した。一方で，この意見申し立ての機会及び申し立て先については今年度の学生便覧等では文章化されていないことから，教務委員回で審議し来年度は印刷物として配布することとした。さらに今年度は，全クラスに配布物として掲示することとした。	
	資料5-3-1-(7)-04 クラスへの掲示の様子（写真）		

(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可） ■成績評価の妥当性の事後チェック ■答案の返却 ■模範解答や採点基準の提示 ☐G P Aの進級判定への利用 ☐成績分布のガイドラインの設定 ■複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ■試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐その他			
	資料5-3-1-(7)-01 シラバス例（都市システム工学科4年 コンクリート構造工学）	第16週	再掲
	資料5-3-1-(8)-01 成績エビデンス例（模範解答、採点基準の提示）	出典「令和2年度都市システム工学科 コンクリート構造工学 前期中間試験問題及び模範解答」	
		※試験の答案返却については定期試験終了後に原則全科目について行われている（試験返却時期については 資料5-3-1-(7)-01（再掲） に確認できる）。返却時に正答が示されるとともに、 資料5-3-1-(8)-01 の様に採点基準が提示され、学生が自身の点数に誤りがないか確認する機会となっている。	
	資料5-2-2-(6)-04 成績エビデンス確認例		再掲
	資料5-2-2-(6)-05 成績評価の適切性の確認		再掲
	資料5-3-1-(8)-02 自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部会要項		
		※前年度に提出されたエビデンスに基づき、 資料5-3-1-(8)-02 に規定された自己点検及び認証評価自己評価書作成専門部会員が成績評価の妥当性の事後チェック、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックを 資料5-2-2-(6)-04（再掲） ， 資料5-2-2-(6)-05（再掲） の様に実施している。	
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	試験の答案返却については定期試験終了後に原則全科目について行われている。返却時に正答が示されるとともに、採点基準が提示され、学生が自身の点数に誤りがないか確認する機会となっている。また、自己点検及び認証評価自己評価書作成専門部会員が成績評価の妥当性の事後チェック、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックを実施している。これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置が機能し、適正な成績評価が実施されているといえる。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （法）第117条 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料5-1-1-(4)-02 福島工業高等専門学校学則	第2章第2条	再掲
		※定められ、学則第2章第2条に明記されている。	
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料5-1-1-(4)-02 福島工業高等専門学校学則	第5章	再掲
	資料5-1-1-(3)-01 福島工業高等専門学校試験及び成績評価に関する規則	第5章	再掲
		※卒業認定に必要な所定単位数が規定され、これら要件を満たした者のみが卒業できる旨が規則として定められている。	
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-1-(2)-01 令和2年度第17回教員会議議事要旨		再掲
		※卒業認定基準のもと、全教員が属する教員会議で認定されている。	
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-2-(4)-01 学生便覧（卒業認定）	出典「令和2年度学生便覧 p.30 試験及び成績評価に関する規則」第5章	
		※入学者全員配布される学生便覧内に基準が示され、周知がなされている。	

(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料5-3-2-(5)-01 学生アンケート（卒業認定認定の周知）	項目8	
		※アンケートを実施することにより学生の認知状況を把握している。	
5－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			

基準 5

優れた点			
・本項ではアクティブラーニング推進委員会が組織され，全学科共通でミニ研究をはじめとするPBL教育が展開されている。また，すべての工学系学科において，学生がオリジナル作品の制作に取り組む創造的科目を設置し，教育が実施されている。この様な背景を受け，学生の創造性および実践性が発揮され，高専ロボットコンテストや廃炉ロボットコンテスト，各種学協会の発表会やシンポジウムにおいて本校の学生が多数表彰を受けている。 ・立地県である福島県の特殊事情を背景に，廃炉に関する基盤研究を通じた教育プログラム（廃炉創造学修プログラム）を実施して，原子力発電所廃止措置の分野に明るい学生を育む高度な実践的教育を実施している。 ・同様に，広く原子力安全及び原子力規制に必要な知見を有する人材や，国際的なエネルギー問題解決に貢献できる国際的人材を育成するための原子力規制人材育成事業ならびに国際原子力人材育成事業を実施し，研修等を通じて学生の育成にあたっている。			
	資料5-1-3-(1)-01 本科教育課程表（ミニ研究）		再掲
	資料5-1-3-(1)-03 本科教育課程表（創作系実習）		再掲
	資料5-1-3-(1)-10_廃炉創造ロボコン最優秀賞(非公表)		再掲
	資料5-1-3-(1)-11 高専ロボットコンテスト2020全国大会デザイン賞		再掲
	資料5-1-3-(2)-05 土木学会全国大会第75回年次学術講演会優秀論文賞		再掲
	資料5-1-特-01 廃炉人材育成事業		再掲
	資料5-1-特-02 原子力規制人材の育成		再掲
	資料5-1-特-03 国際原子力人材育成事業		再掲
改善を要する点			
特になし			

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点			
6－1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。			
観点 6－1－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】			
○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
関係法令 （設）第3条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料6-1-1-(1)-01_入学者選抜要項（非公開）	http://www.fukushima-nct.ac.jp/upload/7cf3686d71e0f4f472e41f4b1d660b45d659e966.pdf	
	資料6-1-1-(1)-02 令和3年度入学者募集要項	合否判定基準はありますが、公開できません。	
	資料6-1-1-(1)-03 R2年度 教員会議議事要旨（入試選抜）		
	資料6-1-1-(1)-04 第16回教員会議議事録（学力選抜会議）		
	資料6-1-1-(1)-06_面接実施要領（非公開）		
■ なっている			

観点 6－1－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料6-1-2-(1)-01 入試委員会規則		
		アドミッションポリシーの検証は、入試委員会の中の入学者選抜方法研究専門部会が担当している。入学者選抜試験に関する統計を行う中で、アドミッションポリシーに沿った学生を受け入れていないと判断される時には入学者選抜方法を改善することになるが、その原案を作成し入試委員会で審議することになっている。	
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料6-1-2-(2)-01 本科入学生アンケート		
	資料6-1-2-(2)-02 入学者選抜方法研究専門部会議事録		

(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	資料6-1-2-(2)-02_入学者選抜方法研究専門部会議事録		再掲
	入学者選抜方法研究専門部会によりアドミッションポリシーの満足度についてアンケート調査から検討されたが，入学生はAPを満足していることが明らかになり，また，推薦試験における面接問題もAPを判断する問題が策問されており，特に改善を必要とする項目はなかった。		

観点6－1－③

実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

○

(2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。

○

(3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。

関係法令（設）第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年3月31日文部科学省告示第45号）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。 ■ 定めている	◇学則の該当箇所		
	資料6-1-3-(1)-01 福島工業高等専門学校学則（1クラス40名）	第3章第7条	
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料6-1-3-(2)-01 入試委員会規則（入学者対策専門部会）	第7条2（2）	
		入学者の実入学者数は現在のところ入学定員に辞退者を若干考慮した数となっており、ほぼ等しくなっている。仮に、実入学者数と入学定員数が乖離する場合には、入学者対策専門部会で広報活動を活発にすることと、入学者選抜方法等研究専門部会が入試方法を検討し、これらについて入試委員会で審議し決定となる。	
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【様式2－2】平均入学定員充足率計算表		
	資料6-1-3-(3)-01 様式2-2 平均入学定員充足率計算表		

(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去 5 年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		

6－1 特記事項

この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

特になし			

基準 6

優れた点

特になし			

改善を要する点

特になし			

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点			
7－1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。			
観点 7－1－① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（卒業時のG P A 値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(1)-01 教員会議規則		
		※学習・教育の成果を把握・評価するための体制として、必要な単位をすべて取得し学生が学習到達目標を達成してできていることを確認及び審議するために教員会議において卒業認定会議を実施している。教員会議には、原則として校長及び全教員が出席することになっている。	
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料7-1-1-(2)-01 福島工業高等専門学校試験及び成績評価に関する規則	第4章，第5章	
	資料7-1-1-(2)-02 令和2年度第17回教員会議議事要旨		
	資料7-1-1-(2)-03_運営会議資料（DPの達成状況）（非公表）		
	資料7-1-1-(2)-04 運営会議議事要旨（DPの達成状況）		

		※資料7-1-1-(2)-01の成績評価及び卒業認定の基準を全教員が確認した上で、規則に定められた成績評価・卒業認定基準を満たしていることを、卒業認定のための教員会議、資料7-1-1-(2)-02において確認する。この際に成績評価・卒業認定基準を満たしていることを以て学習・教育の成果を把握している。さらに追加の確認として、翌年度の運営会議において資料7-1-1-(2)-03、資料7-1-1-(2)-04の様に、学生のディプロマポリシーの達成状況が報告、確認される。この判定は各学科から幅広い成績帯の学生4名（最上位1名、合格ボーダーラインにより近いもの3名）の抽出によって行われる。判定は、5年間の全ての成績を入力した上で、DP毎に配置されている科目の点数の平均点で判定を行うこととしている。	
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(2)-02 令和2年度第17回教員会議議事要旨		再掲
	資料7-1-1-(2)-03_運営会議資料（DPの達成状況）（非公表）		再掲
	資料7-1-1-(2)-04 運営会議議事要旨（DPの達成状況）		再掲
	資料7-1-1-(3)-01 過去5年間の進学率・就職率		
	資料7-1-1-(3)-02 過去5年間の留年率、退学率、卒業率		
	資料7-1-1-(3)-03 様式2-4卒業（修了）者進路実績表		
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	※ディプロマポリシーに記載された「学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力」を学生が身に着けたかについて、資料7-1-1-(2)-02（再掲）のように卒業認定会議によって評価・判定がなされている。この際に成績評価・卒業認定基準を満たしていることを以て学習・教育の成果を把握している。ディプロマポリシーに沿った教育を受けたことは、各ディプロマポリシーに系統づけられた必修科目の単位をすべて取得することで保障されるが、二重のチェック機能として、資料7-1-1-(2)-03（再掲）、資料7-1-1-(2)-04（再掲）の様に、運営会議で報告、確認がなされる。この際に、本科・専攻科ともに、また成績上位者から下位者にわたって、十分な評価・把握がなされている。また、資料7-1-1-(3)-01の様に進学率・就職率がともにほぼ100%と高いことや、資料7-1-1-(3)-02の様に原級留置率は2～3%台と低く、最小学修年限卒業率も高いことから、学習・教育の成果が認められると判断できる。		

観点7－1－② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点7－1－①と同じ体制で実施されている場合には、観点7－1－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(1)-01 評価改善委員会規則（学習・教育の成果の把握・評価）	第2条(6)および(7)	
	資料7-1-2-(1)-02 自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部会要項（学習・	第2条(1)	
	資料7-1-2-(1)-03 改善・改革策定専門部会要項（学習・教育の成果の把握・評価）	第2条(2)	
		評価改善委員会の下に自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部会および改善・改革策定専門部会が置かれており、自己点検・評価は主に自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部会により実施される。改善・改革策定専門部会は定期的にアンケート調査などの意見聴取を行い、それを自己点検・評価の資料として提供する他、各委員会に寄らない改善・改革事案（例えば3ポリシーに関する事項）等についての提案資料を作成しそれを評価改善委員会で審議するようになっている。 改善・改革策定専門部会によるアンケート調査に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備している。	
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料7-1-2-(2)-01 卒業時 学生アンケート	項目12～17，調査日：令和2年2月13日－20日	
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(3)-01 卒業生アンケート	項目7～12，調査日令和元年7月30日－9月3日	

(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている			
	資料7-1-2-(4)-01 進路先関係者アンケート	項目4～9，調査日令和元年7月30日－9月3日	
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	資料7-1-2-(5)-01 第2回評価改善委員会議事要旨		
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	※卒業者が「卒業時に身に付けた学力、資質・能力」について、資料7-1-2-(2)-01および資料7-1-2-(3)-01の様に卒業・修了生に対しアンケートを実施して意見聴取を行っている。その結果、ディプロマポリシーに該当する「教養と人間性」「基礎知識と応用能力」など6項目について、自己評価結果が「高い」「少し高い」と答えた卒業生が多く、また「同程度」以上と答えた卒業生が殆どを占めた。このことから、卒業生が能力を身に着けたことを自任しているといえる。また、資料7-1-2-(4)-01進路先関係者へのアンケート調査では「高い」「少し高い」の回答がいずれの項目においても過半数を占めた。このように、自任する能力、他者から見た能力ともに高いという評価結果から、本校卒業生はディプロマポリシーに対応する学力、資質・能力を身に着けているといえ、学習・教育の成果が認められる。（自由記述項目のアンケート回答については、個人が特定できる内容が含まれたため非公開とした。）		

観点7－1－③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第122条 (施)第178条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式2－4】卒業者進路実績表		
	資料7-1-1-(3)-01 過去5年間の進学率・就職率		再掲
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	※卒業認定会議を経て卒業が認定され、卒業するものの割合は95%と高く、資料7-1-1-(3)-01にみられるよう、そのほぼ100%が就職もしくは大学に進学している。また、【様式2-4】から、学校として把握している就職先は、卒業者が各学科分野の「エンジニア」や「ビジネス・スペシャリスト」としての活躍を可能とする場が多くを占め、また進学先も各学科のディプロマポリシーと適合したものとなっている。このことから、養成しようとする人材像にかなった成果が得られていると判断する。		
7－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			

基準 7

優れた点			
※開設科目はディプロマポリシーとの関連づけられており，各ディプロマポリシーに系統づけられた必修科目の単位をすべて取得することでディプロマポリシーに沿った教育を受けたことが保障されるようになっている。また，ディプロマポリシー達成状況については， 資料7-1-1-(2)-03 にみられるように，本科および専攻科ともに，また成績上位者から下位者にわたって十分な追加確認がなされている。ディプロマポリシーに沿った教育の成果については， 資料7-1-1-(3)-01 に示したように過去5年間の希望者に対する就職率の平均が100%であること，また進学率についても99%を超えていること，などの進路状況の実績から判断し，本校における学習・教育の成果が顕著に認められるものといえる。			
	資料7-1-1-(2)-03_運営会議資料（DPの達成状況）（非公表）	資料17	再掲
	資料7-1-1-(2)-04_運営会議議事要旨（DPの達成状況）	報告事項(6)	再掲
	資料7-1-1-(3)-01_過去5年間の進学率・就職率		再掲
改善を要する点			
特になし			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点			
8－1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点 8－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。			
【留意点】			
○ 観点 1－2－⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。			
○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又はＪＡＢＥＥ認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄）			
特例適用専攻科の審査結果より、授業科目を学年ごとに適切に配置し、体系的に編成されていると判断する。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
■ 配置している			

観点8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

【留意点】

○

本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又はJABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

満たしていると判断する

（根拠理由欄）

特例適用専攻科の審査結果より、準学士課程の教育と連携および準学士課程の教育からの発展を考慮した教育課程となっていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。 ■ 考慮している	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		

観点8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】

○

本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

満たしていると判断する

（根拠理由欄）

110 ページ

基準8

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料8-1-3-(1)-01 授業形態（講義、演習、実験・実習）の単位数比率	※単位数で計算した値で示している	
	資料8-1-3-(1)-02 授業科目の系統図		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	資料8-1-3-(1)-01から、全コースを平均した授業形態のバランスの割合は、講義76.3%、演習0.4%、実験・実習23.3%となっており、演習、実験・実習等の実務科目が23.7%以上あることから、本校専攻科のカリキュラム・ポリシーに示した技術習得に関する科目や課題探求能力育成科目を反映したカリキュラムとなっている		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可） ☐ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 ■ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用 ☐ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ■ 一般科目と専門科目との連携 ■ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料8-1-3-(2)-01 専攻科の学生数	専攻科の学生はもともと定員数が少ないため少人数教育となっている。（少人数教育）	
	資料8-1-3-(2)-02 インターンシップシラバス	インターンシップを通じて講義内容が実社会でどのように活用されているのか確認することができる。（フィールド型授業）	
	資料8-1-3-(2)-03 維持・管理工学シラバス	維持・管理工学の授業では、講義の後半でメンテナンスが必要な現場の見学を行い、講義内容の理解を深める工夫をしている。（フィールド型授業）	
	資料8-1-3-(2)-04 システムデザインシラバス	専門の異なる複数の学生によつて構成されるグループにより、現代の地域社会の抱える課題や産業製品の必要性等を探査し、その課題解決に必要なアイデアや技術的手法、プロセス、具体的な製品・試作器のデザインや設計・製作、および社会的・産業的価値を評価する能力を育成するコース複合型PBL教育のための演習である。また、webによる遠隔での打合せやクラウドを用いた学生同士の情報共有も合わせて行なっている。（少人数教育、対話・討論型授業、情報機器の活用）	
	資料8-1-3-(2)-05 専攻科カリキュラム（一般科目教員が担当する専攻科科目）	専攻科で開設している科目の一部は一般科目の教員による講義であり、これらの講義を通して一般科目と専門科目との連携を図っている。（一般科目と専門科目との連携）	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料8-1-3-(2)-06 復興人材育成科目	東日本大震災および原子力発電所の事故により受けた被害を復興するための人材を育成するために、復興人材育成特別コースを設置し、再生エネルギー分野、原子力・放射線安全分野、減災・社会基盤形成分野の必要な教育を復興人材育成科目として開講している。（その他）	
	資料8-1-3-(2)-07 復興人材育成特別プログラム		

観点 8－1－④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】

○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。

○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

特例適用専攻科の審査結果より、本校専攻科のカリキュラムポリシーに基づいた教養教育や研究指導が適切に実施されていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。 ■ 行っている	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		

観点 8－1－⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

112 ページ

基準8

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料8-1-5-(1)-01_専攻科授業科目の履修等に関する規則		
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料8-1-5-(2)-01_専攻科会議（成績認定，修了認定）（非公開）		
	資料8-1-5-(2)-02_専攻科会議議事録（非公開）		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(3)-01_成績評価の適切性の確認	自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部会により，試験問題の適切性，評価がシラバス通りであること，試験問題が前年度と同じでないことが確認されている。この中で，授業時間以外の学修についての評価がシラバス通りであることも確認している。資料8-1-5-(3)-01で示した赤枠は，シラバスで示した評価方法であることやその評価の根拠である試験問題や自学自習の課題が保管しており，さらに自学自習の課題はその量が適切であること等を総合的に評価した部分であり，ほとんどの教員が○となっている。ただし，開設科目の全てを確認することは困難であることから，各常勤教員1科目，各学科の非常勤教員3名に1科目の確認にとどまっている。	

(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。） がわかる資料		
	資料8-1-5-(1)-01 専攻科授業科目の履修等に関する規則	この規則は全学生に配布している学生便覧に掲載されている。	再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料8-1-5-(5)-01 専攻科入学生アンケート結果（成績評価、単位認定の周知）		
	資料8-1-5-(5)-02 専攻科在学生アンケート結果（成績評価、単位認定の周知）		
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料8-1-5-(1)-01 専攻科授業科目の履修等に関する規則		再掲
	資料8-1-5-(6)-01 専攻科生単位追認試験実施要項	単位追認試験の規定や実施方法については、学生便覧で周知している。	
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料8-1-5-(7)-01 シラバス（答案の返却）		
	資料8-1-5-(5)-01 専攻科入学生アンケート結果（成績評価、単位認定の周知）		再掲
	資料8-1-5-(5)-02 専攻科在学生アンケート結果（成績評価、単位認定の周知）		再掲
	資料8-1-5-(7)-02 運営会議資料	※成績評価結果に関して、学生が自己の評価を確認する機会を、資料8-1-5-(7)-01のように試験返却時に設けている。評価に疑義等があれば意見の申し立てが可能である。このほか、学生のからの意見申し立ての機会があるか確認するため、アンケート資料8-1-5-5)-01および資料8-1-5-5)-02を実施し、学生が意見申し立てをする場合の経路が複数確保されていることを確認した。一方で、この意見申し立ての機会及び申し立て先については今年度の学生便覧等では文章化されていないことから、教務委員回で審議し来年度は印刷物として配布することとした。さらに今年度は、全クラスに配布物として掲示することとした。	
	資料8-1-5-(7)-03 2021年度第4回教務委員会議事要旨		
	資料8-1-5-(7)-04 クラスへの掲示の様子（写真）		

(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 □ G P Aの進級判定への利用 □ 成績分布のガイドラインの設定 ■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック □ その他			
	資料8-1-5-(7)-01 シラバス（答案の返却）		再掲
	資料8-1-5-(8)-01 成績エビデンス例（模範解答、採点基準の提示）		
	資料8-1-5-(3)-01 成績評価の適切性の確認	各教員が担当している科目のうち、1科目をランダムに取り上げ、シラバスに沿った試験問題であるのか、問題のレベルが高専のその学年に沿ったものであるのか、評価方法はシラバス通りであるのか、定期試験問題が前年と異なっているのかについて、自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部会の教員が確認している。確認の結果、不備である場合には専攻科長を通じて、本人に改善を求めるようにしている。非常勤講師については各専攻ランダムに3名を取り上げそれぞれ1科目の確認を行っている。	再掲
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	最近5年間の留年率・退学率を確認すると、両者とも3%の範囲で推移している。留年率、退学率は少ないこと、また、資料 8-1-5-(7)-01答案の返却や資料 8-1-5-(8)-01模範解答、採点基準を示すことで、評価に対する学生からの異議申し立てを受け入れており、成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置が機能していると判断する。資料8-1-5-(3)-01試験問題、試験レベルのチェックすることからも、成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置が機能し、適正な成績評価が実施されている。		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点 8－1－⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
関係法令 (法)第119条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
(根拠理由欄)			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を 1 年以上と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料8-1-6-(1)-01 専攻科の修業年数		
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や修了認定基準		
	資料8-1-5-(1)-01 専攻科授業科目の履修等に関する規則		再掲
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料8-1-5-(2)-01_専攻科会議（成績認定，修了認定）（非公開）		再掲
	資料8-1-5-(2)-02_専攻科会議議事録（非公開）		再掲
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。） がわかる資料		
	資料8-1-5-(1)-01 専攻科授業科目の履修等に関する規則	修了認定基準は学生便覧に記載し周知している。	再掲

(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(5)-01 専攻科入学生アンケート結果（成績評価, 単位認定の周知）		再掲
	資料8-1-5-(5)-02 専攻科在学生アンケート結果（成績評価, 単位認定の周知）		再掲
8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5－1及び5－2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。			
特になし			

評価の視点			
8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。			
観点8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】			
○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料8-2-1-(1)-01_専攻科入学者（推薦）実施マニュアル（非公開）	推薦試験では面接試験はありません。	
	資料8-2-1-(1)-02_専攻科入学者選抜（学力）実施マニュアル（非公開）		
	資料8-2-1-(1)-03_専攻科入学者選抜（学力）面接試験実施要領（非公開）		
	資料8-2-1-(1)-04 専攻科学生募集要項		
	資料8-2-1-(1)-05 令和2年度専攻科会議議事要旨（入試選抜）		
観点8－2－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。			
【留意点】			
なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	◇検証の体制に関する資料		
	資料8-2-2-(1)-01 専攻科委員会規則		
	資料1-1-1-(2)-01 福島工業高等専門学校評価改善委員会規則		
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料1-1-1-(2)-04 改善・改革策定専門部会要項		
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料8-2-2-(2)-01 令和2年度第2回評価改善委員会		
■ 行っている			

	資料8-2-2-(2)-02 令和2年度第2回評価改善委員会議事録		
	資料8-2-2-(2)-03 修了時に対するアンケート	APについては特に問題がなかったので、会議録にも特にコメントはありませんでした。	
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている			
	資料8-2-2-(2)-01 令和2年度第2回評価改善委員会		再掲
	資料8-2-2-(2)-02 令和2年度第2回評価改善委員会議事録		再掲
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	アンケート結果から新入生がアドミッションポリシーに沿っていることが明らかとなった。現在の所、改善が必要な項目が見当たらないことを評価改善委員会で確認している。問題が生じた際には評価改善委員会から専攻科委員会に改善を求めるシステムとなっている。		

観点 8－2－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規程の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所		
	資料8-2-3-(1)-01 福島工業高等専門学校学則（専攻科の定員）		
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料8-2-3-(2)-02 専攻科会議規則		
	資料8-2-3-(2)-03 専攻科委員会規則		
(3) 過去 5 年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 超過又は不足がある	◇【様式 2－2】平均入学定員充足率計算表		
	資料8-2-3-(3)-01 平均入学定員充足率計算表		

(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 行っている	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
	資料8-2-2-(3)-01 専攻科（入試選抜の変更について）		
	資料8-2-2-(3)-02 令和2年度第5会専攻科委員会議事録		
	資料8-2-3-(3)-01に示すように、専攻科の入学定員に対する入学者数の割合は最近5年間の平均で産業技術システム高額専攻で1.41倍、ビジネスコミュニケーション学専攻で0.72倍である。特に令和元年度ならび令和２年度の産業技術システム工学専攻において定員超過，ならびに平成30年度と令和元年度のビジネスコミュニケーション学専攻において定員不足が生じている。定員超過の場合においても教室等は十分余裕があり，講義・研究施設などの教育に支障がない。一方，定員数を遵守すべく，資料8-2-2-(3)-01に示すように令和4年度に実施する入試において，入試選抜方法の改善を行っている。	専攻科の受験者が年度によりばらつくことや，推薦による受験者が大幅に多いことから，年度により定員不足になることも生じた。これを回避するために入学者を比較的多く合格させてきたが，ここ最近は専攻科の知名度も上がり受験者数が安定してきたことから，推薦できる出願者数を同一学校の同一学科からは最大5名とする制限を設けた。	
8－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			

評価の視点			
8－3　修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。			
観点8－3－①　成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】			
○　学生の成績（修了時のG P A値等。）や修業年限内修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■　満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-04 改善・改革策定専門部会要項	修了認定は専攻科会議で成績をもとに判定し、その結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価していますが、その学生がどの程度DPを達成して修了しているのかを、評価改善委員会で確認し、成果を把握・評価しています。DPの達成状況の資料を作成するのが改善・改革策定専門部会です。DPの達成状況は、コース内順位がトップの学生1名と最下位から3名の学生の合計4名について確認しており、これらの学生がどの程度の差異があるのかを確認しています。必修科目を修得すればDPを満足するようにはなっていますが、その達成度を優・良・可・不可で表しています。	再掲
	資料8-2-3-(2)-03 専攻科委員会規則		再掲
	資料1-1-1-(2)-01 福島工業高等専門学校評価改善委員会規則		再掲
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-3-1-(2)-01 令和２年度第２回運営会議次第		
	資料8-3-1-(2)-02 令和２年度第２回運営会議議事要旨		
	資料8-3-1-(2)-03 令和２年度第8回専攻科会議資料抜粋		
	資料8-3-1-(2)-04 令和２年度第7回専攻科会議議事録		

(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-3-1-(3)-01 進路状況		
	資料8-3-1-(3)-02 留年率・退学率・卒業率		
	資料8-3-1-(3)-03 進学率・就職率		
	資料8-3-1-(3)-04 令和2年度専攻科修了生の研究成果発表一覧		
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
「学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力」について、専攻科会議による成績評価・修了認定の結果とともに、評価改善委員会によるDP達成度評価によりから、学修・教育・研究の成果を把握・評価する体制が整備されている。修了生の進路状況や、留年率・退学率・修了率、進学・就職率および外部での論文発表の結果なども良好であることから、成果が認められると考えている。			
観点8－3－② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点8－3－①同じ体制で実施されている場合には観点8－3－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01 福島工業高等専門学校評価改善委員会規則		再掲
	資料1-1-1-(2)-03 自己点検評価及び認証評価自己評価書作成専門部会要項		
	資料1-1-1-(2)-04 改善・改革策定専門部会要項		再掲

(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料8-2-2-(2)-01 令和2年度第2回評価改善委員会		再掲
	資料8-2-2-(2)-02 令和2年度第2回評価改善委員会議事録		再掲
	資料8-2-2-(2)-03 修了時に対するアンケート	問12から問17	再掲
	資料8-2-2-(2)-04 修了5年経過後のアンケート	問7から問12	
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-2-2-(2)-01 令和2年度第2回評価改善委員会		再掲
	資料8-2-2-(2)-02 令和2年度第2回評価改善委員会議事録		再掲
	資料8-2-2-(2)-03 修了時に対するアンケート	問12から問17	再掲
	資料8-2-2-(2)-04 修了5年経過後のアンケート	問7から問12	再掲
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-2-2-(2)-01 令和2年度第2回評価改善委員会		再掲
	資料8-2-2-(2)-02 令和2年度第2回評価改善委員会議事録		再掲
	資料8-2-2-(2)-03 修了時に対するアンケート	問12から問17	再掲
	資料8-2-2-(2)-04 修了5年経過後のアンケート	問7から問12	再掲
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	資料8-2-2-(2)-02 令和2年度第2回評価改善委員会議事録		再掲
	資料8-2-2-(2)-03 修了時に対するアンケート	問12から問17	再掲
	資料8-2-2-(2)-04 修了5年経過後のアンケート	問7から問12	再掲
	DPの達成状況について、修了時の学生，修了1年後，修了5年後の学生に対してアンケート調査を行なった。その結果，修了時の学生はDPの満足度が非常に高い結果となったが，修了1および5年後の結果では社会に出て世の中を見てDPの達成度が普通レベルであることを認識し満足度が若干低い傾向を示した。一方，企業や大学に対するアンケートでは，DPの満足度は一般レベルより若干高い程度であることがわかった。これらの結果から，本専攻科の修了生はDPの達成度が高く，学習・教育・研究の成果が認められると考えている。		

観点 8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式 2－4】修了者進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	資料8-3-1-(3)に示すように、就職率や大学院への進学率は、5年間ほぼ100%を堅持しており、学習・教育の成果が表れている。進学先には理工系大学院，就職先には大企業の製造業や福島県特有である廃炉に関する企業あるいは公務員などがあげられる。これらの進路先より，専門分野を深めながら地域復興に活躍できる複眼的視野を持った実践的技術者の育成に適しているものと判断される。		

観点 8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去 5 年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇学位取得状況がわかる資料		
	資料8-3-4-(1)-01 学位取得状況		

福島工業高等専門学校			
8－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			

基準 8

優れた点			
本校の専攻科は、各専攻で専門分野に関する専門科目を学ぶと共に、産業システム工学専攻及びビジネスコミュニケーション学専攻の両専攻共通の専門関連科目を履修することで、実践的職業人として必要な他専攻分野の知識の習得と思考力の育成（シナジー教育）を図っている。このため、「経営のわかる実践的技術者」、「技術のわかるビジネススペシャリスト」の育成を目指すMOT教育を実施していることが特徴である。さらに、福島県内の高専であることから、原子力安全・再生可能エネルギー・減災の3分野における復興支援に活躍できる技術者を育成するため、復興支援特別科目を12科目開講している。また、希望者には約3ヵ月の海外留学または長期インターンシップが可能であり、実践的な体験を特別研究等の学習に活かすことができる。最近では、専攻科学生の論文受賞歴が増加し、教育の効果が上がっているものと考えている。			
	資料8-1-3-(2)-07 復興人材育成特別プログラム		再掲
改善を要する点			
特になし			